

令和5年3月10日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和5年3月10日（金）

午前9時57分開会

午後3時20分散会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、
川上 洋一 委員、濱田 洋一 委員、仮屋園 一 徳 委員、
木下 孝行 委員、濱之上 大成 委員、岩崎 健二 委員

5 欠席委員

濱崎 國治 委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、庶務係長 野 中 義 昭

7 説明員

税 務 課	課 長	新 町 博 行 君
	課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長	別 府 輝 雄 君
	課 税 係 長	本 千 晶 君
介 護 長 寿 課	課 長	山 元 正 彦 君
	課長補佐兼地域包括支援係長	尾 上 謙 一 郎 君
	介 護 保 險 係 長	川 畑 藍 君
	高 齢 者 支 援 係 長	宇 都 貴 子 君
農 政 課	課長兼農村環境改善センター所長	園 田 豊 君
	課長補佐兼農村振興係長	下 澤 克 宏 君
	農 政 管 理 係 長	川 原 陽 介 君
	農村環境改善センター管理係長	牧 内 達 志 君
水 産 林 務 課	課 長	大 石 直 樹 君
	課長補佐兼水産係長	早 水 英 行 君
	林 務 係 長	所 崎 慎 也 君
商 工 観 光 課	課 長	尾 塚 禎 久 君
	課長補佐兼商工振興係長	大 野 裕 人 君
	課長補佐兼ふるさと納税推進係長	満 田 晃 典 君
都 市 建 設 課	課 長	池 田 英 人 君
	課長補佐兼管理係長	松 下 直 樹 君
	課長補佐兼建設係長	小 筋 隆 次 郎 君
	課長補佐兼建築住宅係長	尾 上 国 男 君
	維 持 係 長	花 田 伸 行 君

	都	市	計	画	係	長	宮	路	隆	博	君	
	住	宅	対	策	係	長	脇	園		涉	君	
水	道	課				長	垂		義	継	君	
		課	長	補	佐	兼	高	口	輝	幸	君	
		管		理		工	中	野	美	紀	君	
					務	係						
教育委員会事務局												
	教	育	総	務	課	課	長	石	澤	正	志	君 (兼)
						課	長	寺	地	英	兼	君
						管	長	栗	林	鉄	矢	君
	学	校	教	育	課	課	長	徳	重	忠	彦	君
						課	長	中	尾	隆	樹	君
						主	長	北		和	幸	君
	生	涯	学	習	課	課	長	平	田	寿	美子	君
						課	長	朝	倉		寛	君
						文	長	大	漉	昭	裕	君
	ス	ポ	ー	ツ	推	進	長	大	田	省	吾	君
						課	長	大	下	本	護	君
						国	長	湯	田	矢	凡	君
	学	校	給	食	セ	ン	長	石	澤	正	志	君 (兼)
						管	長	中	川	洋	一	君

8 会議に付した事件

- (1) 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第33号 令和5年度阿久根市介護保険特別会計予算
- (3) 議案第35号 令和5年阿久根市水道事業会計予算

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

昨日に引き続き、委員会を再開します。

日程は、本日改めて配付しております日程表の順に進めてまいります。

本日は、介護長寿課からとなります。

〔介護長寿課入室〕

○ 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

それでは、議案第30号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

第30号中、介護長寿課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出予算から御説明いたします。

予算書の64ページをお開きください。第3款民生費1項3目老人福祉費は、主に高齢者の自立支援や社会参加等を促進するための事業に係る経費を計上したものです。1節報酬から4節共済費は、要援護者支援相談を行う会計年度任用職員1名分の人件費であり、7節報償費の主なものは、在宅高齢者福祉アドバイザーへの活動謝金及び80歳、88歳、100歳到達者に対して支給する長寿祝金であります。65ページに入り、12節委託料は、高齢者地域支え合いグループポイント事業など、説明欄記載の6件分であります。このうち、成年後見制度中核機関事業につきましては、認知症等により判断能力が十分でない方の権利を尊重・擁護し、これらの方々が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため、当該制度に関する広報啓発、相談や利用支援などの役割を担う中核機関に係る業務を委託するものです。18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ育成ほか5件分であります。このうち、高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、令和5年度から、対象者の要件のうち、従来、市民税非課税世帯に属するものとしておりました所得制限を撤廃することとし、利用者を約950人、利用枚数を2万1800枚と見込み、予算計上したところです。19節扶助費の老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費であり、66人を見込んでおります。

66ページに入り、6目地域福祉対策費19節扶助費は、在宅寝たきり者の介護手当として100件分を見込んでおります。

81ページをお開きください。第5款労働費2項1目労働諸費のうち介護長寿課所管分は、全国シルバー人材センター協会負担金と高齢者労働能力活用事業補助金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

16ページをお開きください。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち介護長寿課所管分は、老人保護措置費であり、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の負担金であります。

20ページをお開きください。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金は、低所得の介護保険被保険者の保険料軽減分に係る国の負担金であり

ます。

21ページに入り、2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、共助の基盤づくり事業費であり、国からの定額補助であります。

23ページをお開きください。第15款県支出金1項2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、低所得の介護保険被保険者の保険料軽減分に係る県の負担金であります。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、上から3行目と4行目の老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成事業、7行目の65歳以上の高齢者を含むグループが行う互助活動や地域活性化の活動等に対し、商品券等に交換できるポイントを付与する高齢者地域支え合いグループポイント事業、24ページに入り、上から2行目の低所得者利用者負担対策事業に対する県補助金であります。

32ページをお開きください。第20款諸収入5項4目雑入のうち介護長寿課所管分は、説明欄の中ほどにある後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金であり、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。

33ページに入り、第21款市債1項2目民生債2節老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスに係る調理関係費用に過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

65ページ、3目18節負担金、補助及び交付金のうち高齢者等福祉タクシー利用助成事業についてですが、この事業は市内全地区対象ですか。

山元介護長寿課長

委員のおっしゃるとおり市内全域が対象となっております。

岩崎健二委員

確認ですが、例えば大丸とか潟とか新町とか、こうところにお住まいの方も対象であるということですか。

山元介護長寿課長

対象でございます。

木下孝行委員

予算の概要の24ページの高齢者等福祉タクシー利用助成事業ということで、先ほど950人が対象と聞きましたが、対象者が少ないような気がするんです。これは拡充した事業ということで、前年度より対象者が広がっただろうと思うんですけど、数字的には少ないような気がするんです。正確には何歳から何歳まで、対象者が障害者及び高齢者とあるんですけど、そこをもうちょっと具体的に説明してもらえますか。

山元介護長寿課長

この高齢者等福祉タクシー利用助成事業の対象者ですけれども、市内に住所を有する運転免許を持たない方で、これまでは市県民税非課税世帯に属する方ということなんですけど、これらの方で、次のいずれかに該当する方ということになりますけれども、一つは、75歳以上の方、それから介護保険の要介護度が1以上の方、身体障害者手帳の等級が1級また

は2級の方、それから療育手帳の判定がA1またはA2の方、障害者手帳の等級が3級かつ療育手帳の判定がB1の方、それから精神障害者保健福祉手帳の等級が1級または2級の方という形で規定をしているところがございます。

これに該当される方がこのタクシー事業の利用の対象者ということになっております。

濱之上大成委員

65ページ、3款1項3目老人福祉費12節委託料の中の成年後見制度中核機関事業なんです、対象者というか、そういう予定があるわけですかね。

山元介護長寿課長

この事業については、具体的に対象者が何人ということでは想定しておりませんが、認知症の方ですとか、知的障害、あるいは精神障害等によりまして判断能力が十分でない方々の権利擁護のために、こういう制度についての広報啓発であったりですとか、この制度の利用に関する相談ですとか、御利用の際の支援、こういったものを行う窓口として設置するものがございます。

濱之上大成委員

いまいち。理解できるんですが、窓口はどこですか。

山元介護長寿課長

この中核機関の事業としては、阿久根市社会福祉協議会にお願いしておりますので、こちらの窓口か、あるいは現在の介護長寿課でも御相談があれば対応するというような形で考えているところです。

濱之上大成委員

各委託される区長さんたちにも、こういう啓発はしてもらおうようになってるわけですかね。

山元介護長寿課長

そういった制度の啓発等も含めて、この機関のほうで中心となって行っていくこととしているところです。

濱之上大成委員

明日は我が身だと思って、今、真剣に聞いたところでした。よろしくお願ひします。

濱田洋一委員

65ページ、3款1項3目12節の委託料の共助の基盤づくり事業でお尋ねしたいんですが、これまで継続されてきている事業ですけれども、確認の意味で、事業内容等について説明をいただければと思います。

山元介護長寿課長

この共助の基盤づくり事業につきましては、年齢ですとか性別、その置かれております生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるように、地域住民の相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者はじめ支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するために、地域住民の方の連携による自発的な地域づくりの取組を支援していこうというものでございます。具体的には、緊急通報体制の整備ということで、要援護者の掘り起こしだったりですとか、見守り活動に活用するための地域支えあいマップというのを作成しているのですが、これの見直し作業、あるいはその他地域のニーズを踏まえたいろいろなサービスの創出であったりとか推進、こういったものを行っていくというふうに行っているところです。

濱田洋一委員

ただいま説明いただいたこと、地域においては非常に大事な事業かなと思います。そういった中におきまして、区長さん、民生委員さんと協力しながら、支えあいマップがありますが、年度ごとの更新とか、定期的な更新とか、その辺はどうなっているんですか。

山元介護長寿課長

この更新につきましては、地域からの御要望があった地区等に対して、更新の支援という形で入っていくというようなことを取り組んでいるところでございます。

濱田洋一委員

この支えあいマップ、各地域、集落ごとだろうと思いますけれども、非常に大切なことで、防災にも必要な部分かなと思うんです。ですから、役所の中で横断的に、危機管理のほうとも介護長寿のほうとも連携を図って、例えば風水害、一般災害、いろいろ地震等もありますけれども、そういうときにそういう要介護者の方、また、障害者の方、独居の方、困難な方は特に、そういう形で見守り、地域で見守っていく、そして防災体制を含めてどういうふうに市民を見守っていくかという体制づくりを、せっかくいい事業ですので、やっていただけたらありがたいなと思うんですが、どうでしょう。

山元介護長寿課長

現在、この事業で登録しております要援護者のデータにつきましては、登録した内容は、危機管理係、あるいは消防ともデータを共有しながら、いろんな個人の方の御家族の状況ですとか、医療に関する情報ですとか、避難所の情報とか、そういったものの共有を図っているところでございますけれども、今後も、委員がおっしゃられるように、引き続き、そういったところとの連携を図りながら進めていければと思っているところです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、介護長寿課所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔税務課入室〕

○ 議案第33号 令和5年度阿久根市介護保険特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第33号を議題といたします。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

議案第33号について、御説明申し上げます。

はじめに、本市の介護保険制度をとりまく状況等について御報告いたします。

介護保険の第1号被保険者数は、令和5年1月末現在8,005人で前年同月と比べ121人の減、このうち要介護要支援認定者数は1,709人で、前年同月と比べ53人の減となっております。認定率は21.3%で、前年同月と比べ0.4%減少している状況にあります。

令和5年度当初予算の歳出における保険給付費は、前年度と比べ613万6,000円、0.2%の減となっております。主に施設入所の際の居住費や食費について低所得者の負担軽減を図る特定入所者介護サービス等費が減少しているところです。

それでは、予算書の64ページを御覧ください。はじめに、事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員6名分の人件費や介護保険専門指導業務を行う会計年度任用職員4名分の報酬及び令和6年度を初年度とする阿久根市第9期高齢者保健福祉計画策定業務委託料が主なものであります。

66ページを御覧ください。第2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護認定を受けた被保被保険者に対する在宅または施設での介護サービス給付費であり、67ページの2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた被保険者に対する介護や介護予防サービス給付費、69ページの4項高額介護サービス等費は、負担上限額を超えた分に係る給付費、5項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と1年間の負担額の合算により負担上限額を超えた分に係る給付費、70ページの7項特定入所者介護サービス等費は、主に施設入所の際の居住費や食費の負担が過重にならないよう低所得者の負担軽減を図る経費をそれぞれ計上いたしました。

第5款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、総合事業における訪問介護や通所介護事業に係る費用であり、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センター専門指導業務を行う会計年度任用職員の報酬などが主なものであります。

71ページから72ページにかけて、2項1目一般介護予防事業費は、12節委託料に記載のあるとおり、65歳以上で虚弱な状態にある方々を対象として、運動機能の改善、口腔ケアや栄養指導を組合せた介護予防教室で支援を行う介護予防複合プログラム業務ほか2件の委託料が主なものであります。

73ページに入り、3項4目任意事業費は、12節委託料の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業ほか1件、18節負担金、補助及び交付金の高齢者紙おむつ等支給事業ほか1件が主なものであります。

5目在宅医療介護連携推進事業費は、医療機関と介護サービス事業者など、多職種が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる仕組みづくりの推進を図るための委託料を計上いたしました。

74ページに入り、6目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの会計年度任用職員1名分の報酬のほか、日常生活支援の担い手や地域資源の発掘及び活用を図り、関係機関のネットワーク化などの体制整備を推進するための委託料等を計上いたしました。

7目認知症総合支援事業費は、地域包括支援センター専門指導業務を行う会計年度任用職員1名分の報酬のほか、認知症対策の講演会や研修会に係る経費及び認知症の方のアセスメントや家族支援などを行う認知症初期集中支援チームに係る経費が主なものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

59ページを御覧ください。第1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込み計上いたしました。

第3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る負担金、60ページに入り、2項国庫補助金は、介護給付費に係る調整交付金及び地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。

第4款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業のうち介護予防事業に係る社会

保険診療報酬支払基金からの交付金であり、その見込額を計上いたしました。

第5款県支出金1項県負担金は、介護給付費に係る負担金、3項県補助金の1目及び次のページの2目は、地域支援事業に係る交付金、3目は、高齢者元気度アップ・ポイント事業に係る補助金をそれぞれ見込み計上いたしました。

第7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に係る市の負担分のほか、職員給与費等や事務費分に係る一般会計からの繰入金をそれぞれ計上いたしました。

5目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分について、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することになっており、一般会計で受け入れた国及び県の負担額に市の負担分を加えた額を繰り入れるものであります。

62ページに入り、2項基金繰入金は、介護保険基金から繰り入れて財源充当するものであります。

以上で事業勘定の説明を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

80ページを御覧ください。第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センター専門指導業務を行う会計年度任用職員4名分の報酬が主なものであり、第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、介護予防サービス計画作成業務等の委託料が主なものであります。

次に歳入の主なものについて御説明いたします。

79ページを御覧ください。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成に係る収入見込額を、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入は、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントに係る収入見込額を計上いたしました。

第3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、事務費繰入金として一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明終わりますが、よろしく御願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号について、審査を一時中止いたします。

〔税務課及び介護長寿課退室、農政課入室〕

○ 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第30号を議題とし、農政課所管の事項について、審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

議案第30号中、農政課所管の事項について、主なものを説明いたします。

令和5年度当初予算における農政課所管の歳出予算総額につきましては、2億8817万2000円であり、対前年度比では84.86%となっております。

減額の主な要因としましては、令和4年度まで計上していた4目畜産業費20節貸付金と5目農地費14節工事費のうち農地耕作条件改善事業（脇本地区）について、令和5年度は予算計上しないことが主な要因となっているところです。なお、農地耕作条件改善事業（脇本地区）につきましては、令和4年度からの繰越事業として、令和5年度中に残りの工事を実施することとしております。

令和5年度の新規事業としましては、4目畜産業費18節負担金、補助及び交付金において、鳥インフルエンザ防疫対策用の消毒薬噴霧設備等の設置に対する支援事業を1件、5目農地費12節委託料において、2級河川である大川に設置され、現在は使用されていない農業用河川工作物である仲仁田頭首工を撤去し治水対策や生態系の維持を図るため、その測量設計に係る経費を1件の計2件をそれぞれ予算計上いたします。

次に、それぞれの予算内容について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

一般会計予算書の82ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員の人件費に係る予算が主なものになります。

次に、83ページからの3目農業振興費につきましては、18節負担金、補助及び交付金が主なものになります。そのほとんどが農業者に対する支援事業であり、持続可能で収益性の高い農業の実現のため、活力ある農業づくりを目指して、各事業を展開してまいります。そのうち、84ページ、説明欄真ん中ほどにあります鹿児島県の農業未来創造支援事業（産地づくり対策）につきましては、農業機械・設備を導入するための補助であり、県の事業名が変更したことに伴い事業名を変更したものです。なお、事業内容については、これまでと変わらないところです。その三つ下にあるその他補助金のうち新規就農者経営開始資金につきましては、国による新規就農者支援事業であり、新規就農者に対し年間150万円を3年間補助する事業になります。この事業に係る令和5年度予算については、令和4年度から支援を開始した3名に加え、令和5年度から就農が見込まれる3名分を合わせた6人分を予算計上したところです。なお、その二つ下にあります。農業次世代人材投資事業については、令和3年度で終了しましたが、この事業で採択を受けた対象者は、当時の制度で支援が継続されることとなっており、その対象者5人分の予算が計上されているところです。また、その一つ下の壮年世代新規就農者支援事業交付金につきましては、国の事業に該当しない45歳以上60歳以下の新規就農者に対し、100万円を最長で2年間交付する単独事業です。この事業については、令和3年度まで対象とならなかった55歳以上60歳以下の方も、令和4年度から対象にしましたが、この対象世代については、会社など退職後に就農を希望される方々を対象とし、1年間のみの支援対象期間としております。

次に、85ページにかけての4目畜産業費につきましては、畜産農家への支援事業である18節負担金、補助及び交付金が主なものになり、新規事業で述べた鳥インフルエンザ防疫対策用の消毒薬噴霧設備等の設置に対する支援を新たに追加しました。

また、「食のまち阿久根」魅力発信事業につきましては、昨年度から開催している「華の牛肉祭りAKUNE」の予算であり、令和4年度は昨年度より2店舗多い12店舗参加で開催し、多くのお客様にご利用いただいたようです。参加店舗が直接利益につながる事業

でもあったことから、令和5年度についても、さらなる充実を目指し実行委員会での協力を得ながら進めてまいります。

次に、85ページ下から87ページにかけての5目農地費につきましては、12節委託料の農政課が管理する折多排水機場など防災対策施設・設備の保守管理業務や測量設計業務などの10件、14節工事請負費のかんがい施設整備事業や市単独の農道整備等に係る10件、18節負担金、補助及び交付金の県営事業への市負担金や市単独土地改良事業補助、多面的機能支払交付金など8件が主なものになります。そのうち12節委託料では、新規事業でも述べましたが、仲仁田地区の河川工作物撤去に係る測量設計業務を実施することとしており、仲仁田地域の防災対策を図ります。また、14節工事請負費では、大林及び筒田地区のかんがい施設整備事業を実施し、農業用水確保対策に取り組みます。また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、県営事業に係る市負担金が主なものになり、農村災害対策事業（阿久根北部）や県営農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区などの6件の負担金や市単独土地改良事業補助であり、県や地域との調整も多くあるところですが、生産基盤の整備による地域農業の発展のため、より効果的で効率的な事業推進に努めてまいります。

次に、7目ダム管理費につきましては、洪水調節に係る高松防災ダム及び高松川流域に設置してありますダム関連施設の維持管理及び保守点検等の管理業務費であり、ダム管理事務所のほか、各警報局、水位局、雨量局の電気代などの10節需用費と、高松ダム無線設備の保守点検業務や非常用予備発電装置の電気工作物保安管理業務の12節委託料が主なものであります。なお、令和4年度に計上した高松ダム流竹木撤去処分業務につきましては、令和4年度は県事業で対応いただき市予算の執行がなかったため、令和5年度当初予算では予算計上せず、状況により補正予算で対応することとします。

次に、88ページ下から89ページにかけての9目農林業振興センター費につきましては、施設運営に係る一般事務費であり、会計年度任用職員4人分の報酬等が主なものになります。

次に、90ページの10目農村環境改善センター管理費、次の91ページにかけての11目西目地区集会施設管理費、92ページの13目折多地区集会施設管理費につきましては、各施設の管理業務など12節委託料が主なものになります。

次に141ページになりますが、11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費は、国の補助事業に該当しない、緊急に復旧を要する農業施設災害に対する予算措置であり、13節使用料及び賃借料の土砂等の除去作業に必要な重機借上料が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

予算書の16ページにお戻りください。ページ真ん中ほどの12款分担金及び負担金1項1目1節農業費分担金は、農地整備事業等に係る受益者分担金の2件であります。

次に、17ページ真ん中ほどになりますが、13款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設の施設使用料、農道の占用料であります。

次に、24ページ真ん中ほどからになりますが、15款県支出金2項5目1節農業費補助金のうち農政課所管分は16件であり、事業実施に伴う県補助金であります。

次に26ページ真ん中ほどになりますが、3項5目1節農業費委託金の海岸保全維持管理業務費は、折口海岸と飛松海岸の施設等の管理費として県からの委託金と、その下の権限

移譲交付金及び公共用地取得業務費を受け入れるものであります。

次に27ページになりますが、16款財産収入1項2目1節利子及び配当金のうち農政課所管分は、説明欄真ん中より少し下にある肉用牛特別導入事業基金の基金利子であります。

次に28ページ上になりますが、2項3目1節生産物売払収入のうち農政課所管分は、農林業振興センターの野菜などの売払収入であります。

次に30ページ真ん中より下になりますが、4項4目1節農業費受託事業収入のうち農政課所管分は、説明欄の農地中間管理事業業務委託費であり、事業を推進するための事務費の受け入れ額になります。

次に、31ページの5項4目20節雑入については、農政課所管分は雇用保険料ほか5件となっております。

最後に33ページになりますが、21款市債1項5目農林水産業債1節農業債は、県営農地整備事業債など各事業に係る財源充当債6件であり、それぞれの充当率により財源債を確保するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

84ページと87ページ。84ページからですが、6款1項3目18節負担金、補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金についてお聞きしますけど、87ページのほうは多面的機能。

〔牟田学委員長「一問ずつ行きましょうか」と呼ぶ〕

一緒なんですよ、質問が。

〔牟田学委員長「分かりました」と呼ぶ〕

多面的機能支払交付金、これについてなんですけど、交付金の場合には、いろんな申請事務あるいは支払事務があると思うんですけど、それについてスムーズにいつてるのか。これまでの経過等についてお聞かせください。

園田農政課長

各事業につきましても、集落の多面的機能を維持するための交付金事業になります。各協定を締結しました集落に一定の交付金を交付し、それぞれの地域で活動していただいているところでございます。交付金事務につきましても、一定、精算等の時期が来た場合、集落の代表者等に市役所まで御足労いただきまして、その交付事務等について活動のチェックを行い、それについて該当する交付金を交付しているところでございます。

仮屋園一徳委員

交付金の場合に、3年に1回とか5年に1回、計画書の作成。それから、交付金をもらうためにいろんな申請があるんですけど、あるところによっては事務が非常に複雑で、ちょっとこれについては交付を受けないでほかの予算で対応しようというところもあったと聞いているんですけど。私のお願いは、今後について、事務をまとめた形で、一緒に市でできないのかなということも考えるんですけど。もしそういうことが今すぐじゃなくても実際可能であるのかどうか、その点どうなんですか。全部をまとめた形で。

園田農政課長

仮屋園一徳委員が言われている交付金取扱いの事務につきましても、それぞれ受益者負

担ということで、これまで集落の代表者あるいは役員の皆様に御苦勞いただいているところであります。ただし、今、御指摘がありましたように、事務が複雑であったり、かなり手間がかかるということで、この協定を破棄したいという集落も実際ございました。これにつきましては、市で全ての協定を管理してということができないとは言えないところですが、一定の内容を確認しながら、地域で必要なそういう支出をしていくという意味では、集落で管理いただいたほうがいいのかと考えます。ただし、市で一括することが不可能かといえば、一定の人件費を確保できればできないこともないのかなと考えますので、今後、検討させていただきます。

仮屋園一徳委員

ぜひ検討していただくようお願いして終わります。

山田勝委員

今の仮屋園委員の質疑で私もよく理解したんですが、私の周辺でもそれをやっているんですけど。自分は特別事務に携わったこともないんだけど、ただ、私がいつも聞いているところによると、役所でいろいろ指導をして、役所も指導どおりしないと交付金を出さないよね、指導どおりして書類がそろわないと。だから、そういうふうにして別に不自由はないのかなと思っているんですが、例えば、市内に中山間地のそういう払いをしているような場所はどれぐらいあるんですか。

園田農政課長

現在、中山間地域等直接支払制度を活用して交付金を交付している集落は、15集落ございます。

山田勝委員

私は黙っていつも見ているのでね、私の近くでもやっているもので。ああ本当で、この中山間地域の制度があるので、例えば1年に何回か草払いをしたりとかいろんな行事をして、いいやつだなと思っているんですが、もしそういうふうことがあったとしたら、円滑に回るように指導していただきたいと思います。

それからもう一つ。私のところは中山間の不便なところなんですけど、新田地区でも草払いをやったりいろいろあるんですが、あそこはなんという制度があるんですか。脇本中央地区の。

下澤課長補佐兼農村振興係長

新田地区の団体は脇本環境保全会といいまして、多面的機能支払団体になります。中山間地域の直接支払というところは、傾斜度が不利で、地形が不利なところの直接支払団体でありまして、脇本環境保全会は、通常の農地の維持管理とか、水路の泥上げとか、農道の路面維持とか、皆さんで共同活動をして、中山間直払でも同じような活動はするんですけど、制度が若干異なるような交付金の支払いになります。

山田勝委員

その地区でも今、舗装があつて、それは折多でもどこも同じですけど、皆さん出て草払ったり焼いたりしている姿を見てですね、そこにもやっぱり同じような交付金をちゃんとやってきているんですか。

園田農政課長

先ほど下澤補佐から説明がありました多面的機能支払交付金につきましては、一定の活動が限定されており、計画に倣って活動を実施し、それについて交付金が支払われます。

一方、中山間地域直接支払制度につきましては、ある程度の急勾配で耕作条件が不利なところ、こちらについて、農地あるいは農業を維持していくという意味合いで、そういう草払い活動等もございしますが、使い道が割と幅がございまして、集落の話し合いによりその交付金の使い道を決めて、執行できるようになっております。

山田勝委員

私は、それをどうこうと言うんじゃないんですよ。非常にいい制度ですねと。だからああいう傾斜地が守られているんだ、そういうふうがいいと思ってるから、確認してるんですけどね。だから、こういう制度がないと、本当に荒れまくってしょうがないぐらいの時代を迎えているんですよ。もうそれで結構でございます。

木下孝行委員

6款1項5目農地費の農業水資源開発390万円の予算なんですけど、これはどこまで工事をやるのか。今まで何か所、恐らく5、6か所ぐらいこの農用地水資源でボーリングしたりして湧水対策に、対応できるような環境をつくってきたと思うんですけど、5年度はこの予算はどこの地区でやるのか教えてください。

園田農政課長

今回計上しました農業水資源開発の予算につきましては、桐野上、下、2地区で実施しようとするものです。

木下孝行委員

この事業で、もう何年かやってきていると思うんですが、今までに、ボーリングが済んだ、ポンプの設置までできているのは何か所ぐらいですか。

下澤課長補佐兼農村振興係長

昔からの累計は、今、資料にないですけど、令和3年度に農業水資源で井戸を確保して、今年度施設整備をしたところは内田地区というところがございます。ポンプを設置して、配管をして、内田川に依存したもしくは雨水に依存した地区のかんがい用排水、田畑の、それを令和4年度に実施中です。

木下孝行委員

ほかにも何か所かあると私は認識してるんですけども、できるだけ夏場の湧水に対して、こういうのは進めていったほうがいいと思うので、意見を聞きながら、いいところはこの事業でやっていただきたいなということを要望して終わります。

山田勝委員

木下委員の質疑の中で、桐野の上・下だという話を聞きました。農業用水水資源開発。これは、阿久根市の持ち分が390万円という意味ですか。県と阿久根市と一緒にやるんですか。ボーリングするわけでしょう。

園田農政課長

今回のこの予算については市の負担分であります。負担率は50%となっております。

山田勝委員

それでは市の負担分ということになりますと、倍ですから800万円近い水資源開発。これはボーリングして水を見つけるわけですか。

園田農政課長

今回のこの事業につきましては、水の資源が確実に確保できるか、その探査事業となっております。

山田勝委員

分かりました。

それからもう一つ。すぐ下の補助金市単独土地改良事業でございますが、これは具体的にどういう仕事ですか。

園田農政課長

この市単独土地改良事業補助につきましては、国等の補助事業に該当しない小規模な土地改良事業に関連して、阿久根市の単独土地改良事業補助要綱等に基づき、事業費の7割を補助する事業となっております。

山田勝委員

だから、具体的に目的があって予算化していると思うんだが、どういう事業なんですかとお尋ねしているところなんですけど。

園田農政課長

今回、予算を計上してございます具体的な内容につきましては、地区名としまして、脇本中央区、羽田地区、桐野上地区2か所、山口平床地区、以上となっております。

山田勝委員

土地改良事業なんですね、土地を改良する事業なんですね。確認の意味で聞くんですが。

園田農政課長

事業の中身としましては、農道舗装4地区、生活農道舗装1地区となっております。

山田勝委員

そんな説明をしてくれないと。土地改良事業というからブルドーザーで押しやってするかと思うでや。だから例えば、基本的には農道舗装ですよという話でしょ。農道舗装だしたら、いろんな地区から農道舗装をしてくださという補助金の申請等がくると思うんだが、例えば、補助申請のきた地区を100%充当しているのですか、どうなんですか。

園田農政課長

今、委員から御指摘がございましたように、各地域から、要望を大体、例年8月にまでに受けるようにしております。その要望を10月以降の予算要求に従って事業化を計画しているところです。なかなか財源の限りがございますので、要望全てを賄えるというものはございませんので、また予算が確保できない分は執行残での対応、あるいは翌年度対応ということで対応することとしております。

山田勝委員

それなら、まだほかにも要望が来てるんだけど、今回予算の都合でこれだけ提案することができましたと。今後はまだまだ努力をして、補正でも何でもして、今後については取り組んでいきたいというふうに受け止めていいの。

園田農政課長

委員のおっしゃるとおり、各地域の状況を見ながら、予算については確保できるように努力をしていきたいと思っております。

山田勝委員

私の知っているところも案外何か所かあったんですけど、今、課長の言う説明の中に入っていないので、予算がなかったねえと思ったのか、いやここはと思われたのか、あなた方の判断ですから。今回はじっと、あなた方の今後の取扱いを見させていただきたいと思っております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第35号中、農政課所管の事項について審査を一時中止いたします。

〔農政課退室〕

牟田学委員長

できれば、農業委員会まで行きたいと思いますがどうしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休憩 午前11時3分～午前11時4分)

〔農業委員会事務局入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第30号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

園田農業委員会事務局長

議案第30号中、農業委員会所管の事項について、主なものを御説明いたします。

令和5年度農業委員会当初予算における歳出予算総額は3748万9000円であり、対前年度比91.1%となります。

それではまず、歳出から御説明いたします。

一般会計予算書の81ページ真ん中から、82ページ上段にかけてになりますが、6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、1節報酬から4節共済費までの農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名と事務局職員の人件費などが主なものになります。なお、現在の委員体制につきましては、令和5年4月19日で任期を迎えるため、現在、次期体制の選考に向けた事務を進めているところでございます。また、18節負担金、補助及び交付金は、県農業会議や北薩地区協議会への拠出金などであります。

次に、予算書の88ページをお開きください。8目農業者年金事務費は、農業者年金の裁定請求等の進達並びに年金加入促進活動に関わる一般事務費になり、前年度同等額を計上するものです。

次に、予算書の91ページ下になりますが、12目農地利用対策事業費は、機構集積支援事業に係る事務費であり、会計年度任用職員の1節報酬などが主なものになりますが、事業の中身としましては、県の農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するため、遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理を行い、さらに、農業委員及び農地利用最適化推進員の資質向上に向けた研修などを支援するための事業になります。

次に歳入について御説明いたします。

予算書の19ページにお戻りください。ページ真ん中ほどになりますが、13款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料は、受理証明など各種証明書発行の手数料受入れになります。

次に、予算書の24ページ真ん中ほどになりますが、15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄1行目の農業委員会費で、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事業等について、市町村農業委員会が業務を行う経費として交付される補助金になります。

次に、説明欄下から8行目にあります機構集積支援事業費につきましては、農業委員会による農地の集積・集約化の推進の事務費に対して交付される補助金であり、会計年度任用職員の人件費になります。

次に、説明欄下から4行目の農地利用最適化交付金につきましては、農地利用最適化に係る活動及び成果の実績に対して、報酬を上乗せして交付金が交付されるものです。

次に、予算書の26ページをお開きください。3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分については、説明欄の2行目の市町村権限移譲事務に係る交付金であり、主に農地転用に関する農地法第4条及び第5条関係の権限移譲に伴う交付金になります。

次に、予算書の30ページをお開きください。真ん中少し下の20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会所管分は、農業者年金基金からの事務委託費であります。

最後に、31ページの5項雑入4目20節雑入のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄1行目の雇用保険料と、32ページ上から2行目の全国農業新聞普及推進助成金の2件となります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なければ、議案第30号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

この際、暫時休憩します。

[農業委員会事務局退室]

(休憩 午前11時11分～午前11時24分)

[水産林務課入室]

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に議案第30号中、水産林務課所管の事項について、審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

大石水産林務課長

議案第30号中、水産林務課の所管する事項について説明いたします。

まず歳出から説明します。

予算書は92ページからになります。第6款農林水産業費2項1目林業総務費は、職員3名の人件費と北薩地域森林・林業振興協議会ほか2件の負担金が主なもので、次に、2目林業振興費の1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員3名の人件費であり、7節報償費は、イノシシや鹿などの有害鳥獣捕獲対策に係る謝金のほか、新たに「たからのまち」マネージャーの謝金を計上しております。山づくりマネージャーについては、森林資源の利用や生産性の向上のため、経済的合理性を勘案した森林の伐採や再造林などの森林の整備の方向性を定めるために、専門家として事業に携わっていただくことを想定しています。12節委託料は、森林や市有林などの伐採業務のほか8件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。13節使用料及び賃借料は、林道の維持に必要な重機の借上げが主なものです。14節工事請負費は、大川地区にある林道小麦線の改良を行うものです。第17節備品購入費は、森林内の狭い作業道などを通り森林の現況調査を行う際に使用する軽自動車を購入しようとするものです。第18節負担金、補助及び交付金は、紫尾幹線林道維持管理協議会ほか1件の負担金や作業道急坂局部舗装事業ほか4件の補助金及び放置竹林解消等奨励交付金となっており、捕獲されたイノシシや鹿をジビエとして活用する食肉処理施設の運営に必要な経費を補助するジビエ食肉処理事業補助金についても引き続き計上しております。

次に、予算書の95ページを御覧ください。3目市有林造成費は、10節需要費の阿久根大島の松くい虫防除に係る薬剤等の購入、11節役務費の森林保全料が主なものとなっております。

次に、3項水産業費1目水産総務費は、職員5名の人件費と、18節負担金、補助及び交付金の阿久根警察署管内沿岸防犯連絡協議会ほか5件の負担金が主なものです。

次に、2目水産業振興費は、昨年度より9271万5000円の減額となっておりますが、これは、北さつま漁協の製氷施設整備が完了したことによる種子島周辺漁業対策事業補助金の減額が理由となっております。主な事業としましては、7節報償費は、魚食普及に係る講師謝金のほか、「たからのまち」マネージャー謝金を計上しております。海づくりのマネージャーにつきましては、魚食普及や水産物のブランド化を図るため、販路拡大や流通時の強みとなる鮮度保持技術の指導などに携わっていただくことを想定しています。18節負担金、補助及び交付金は、氷代を補助する水産物流通対策事業補助金や漁業用機器等修理費補助金を引き続き計上したほか、新たに鹿児島県が実施するイセエビを対象とする増殖礁を設置する広域漁場整備事業に係る負担のほか、水揚げされる旬の漁獲物を高く流通させるためのあくねの華魚ブランド化推進事業に係る補助金、新規漁業就業者の確保を図るために小型船舶操縦士免許の取得費用を補助する漁業就業者資格取得費補助金、市内の水産加工業者が輸出先国の市場に対応した食品等を輸出する際に求められるHACCPなどの対応に必要な設備・機器の整備事業に係る補助金を計上しております。

次に、98ページを御覧ください。3目漁協管理費は、10節需用費の光熱水費や漁港に設置されている照明器具の修繕料、12節委託料の阿久根漁港の環境緑地施設に係る管理業務委託料が主なものとなっております。

次に、4目漁港建設費は、県が実施する阿久根漁港の整備事業に係る負担金を計上した

ものです。

次に、5目栽培漁業センター費は、10節需用費の光熱水費やポンプ室の漏水修繕料、12節委託料の産業廃棄物処理業務ほか2件を計上しております。

次に、141ページから142ページを御覧ください。第11款災害復旧費4項3目単独林業施設災害復旧費は、13節使用料及び賃借料が主なものであり、災害時における林道復旧のため、重機借上料を計上したものです。

以上で歳出を終わり、次に歳入について説明いたします。

予算書の14ページを御覧ください。第2款地方譲与税4項1目森林環境譲与税は、令和5年度の交付見込額を計上したものです。

次に、17ページを御覧ください。第13款使用料及び手数料1項4目農林水産業使用料のうち当課所管分は、2節林業使用料と3節水産業使用料であり、説明欄に記載のとおり、当課が管理する施設の使用料や占用料を計上しております。

次に19ページを御覧ください。2項4目農林水産業手数料のうち当課所管分は、2節林業手数料と3節水産業手数料であり、森林の所在地や所有者、面積などを記載した森林簿に係る証明や船員手帳の交付手数料などを計上しております。

次に、24ページから25ページを御覧ください。第15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金の3節水産業補助金は、歳出で説明しました市内の水産加工業者が輸出先国の市場に対応した食品等を輸出する際に求められるHACCPなどの対応に必要な設備、機器の整備に係る補助金が主なものとなっています。

次に、26ページを御覧ください。3項5目農林水産業費委託金のうち当課所管分は、2節林業費委託金と3節水産業費委託金であり、阿久根大島の松くい虫特別防御に係る県委託金が主なものとなっています。

次に27ページから28ページを御覧ください。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち当課所管分は、8行目水産振興基金と11行目阿久根大島名勝松造成基金、下から2行目森林環境譲与税基金に係る利子となっております。

次に、2項1目不動産売払収入のうち当課所管分は、2節立木売払収入であり、市有林の管理のため、間伐する立木の売払い見込み分を計上したものです。

次に、第18款繰入金1項7目水産振興基金繰入金は、歳出で説明いたしました漁業用機器等修理費補助事業の財源に、また、14目森林環境譲与税基金繰入金は、森林経営管理権集積計画作成業務や林道の改良工事を予定している森林環境譲与税事業の財源に繰り入れるものです。

次に31ページから32ページを御覧ください。第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分は、雇用保険料と原子力立地給付金の一部、漁港環境緑地施設照明使用料などが主なものです。

次に、33ページを御覧ください。第21款市債1項5目農林水産業債のうち当課所管分は、3節水産業債であり、水産業活性化事業債は、氷代を補助する水産物流通対策事業、漁港整備事業債は、県が実施する阿久根漁港の整備に係る負担金にそれぞれ充当するものです。

以上で説明を終わりますがよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

川上洋一委員

97ページのあくねの華魚ブランド化推進事業。この中身を聞きたいんですけど。

早水課長補佐兼水産係長

阿久根市におきましては、過去に釣りアジに特化し、華アジとしてブランド化しておりましたが、本市近海ではアジ以外にも数多くの高級魚種が漁獲されることから、魚種ごとに食味のすぐれた時期、大きさ等の規格を定めて、阿久根の華魚としてブランド化を推進するものでございます。

ブランド化することで魚価が上昇し、限られた水産資源で最大限の利益を生み出すことを期待をしているというところでございます。

また、本市では、漁業者の高齢化が進行し、漁業のまち阿久根の存続が危ぶまれていますが、今回提案する華魚は、その時期に最も高品質で出荷できる一本釣りで、漁獲された活魚を想定しており、一本釣り漁業は、網漁業に比べまして新規就業に係る費用が多く抑えられることから、新規就業のハードルを下げることができ、新規就業者の増加を期待するものでございます。

川上洋一委員

結局、数が少なくてもブランド化することで単価が上がって、漁業者が収益につながるということですね。分かりました。

もう一つ。97ページの漁業就業者資格取得費補助事業ですけど、これのくくりというのは、新規漁業者になるためとかの何とかの条件は必要なんでしょうか。それを聞きたいです。

早水課長補佐兼水産係長

一定の要件がございまして、市内に住所を有し漁業資格を取得した漁業者または漁業資格を取得後1年以内に漁業者になった方に対して交付することを想定しております。ここで申し上げます漁業者とは、市内の漁業協同組合の組合員または組合員の家族及び組合員の従業員で年間90日以上漁業に従事する者または従事することが見込まれる方を想定をしているというところでございます。

川上洋一委員

ちょっとそこに矛盾を感じるんですけどね。結局、新規漁業者というのは、組合に入っていないわけですね。漁業組合に入っていない者に対して、漁業者でなければ取れないというのは、結局、言えば、まき網船とか棒受け網船とかそういう船の船員でなければ取れないということになる、解釈次第ではそうなるんですけど、そこら辺をどう思います。

大石水産林務課長

今、委員がおっしゃるとおり、大きな船の乗組員さんたちも当然対象と考えておりますし、新規の漁業者の場合には、当然組合員になってもらわなければこの事業を活用できないということになりますけれども、北さつま漁協と協議しまして、資格審査のやり方を今後改めていただきたいというふうに思っております。先日もその話はしてきたところですので、漁協とも協力して可能な限りスムーズに活用ができるようにしていきたいと思っております。

川上洋一委員

それは分かるんですけど、どうでしょうね、その新規漁業者、漁業者が減ってるから、結局、何とか漁業をするためには船舶が必要であって、船舶に乗るためには免許が必要で

あると。それで、結局、未経験者が漁師をやりたいと言って、もし阿久根に来た場合に、それは認めないということですよ、今の説明でいくと。それでは漁業の復興にはいかなものかなというのもあるんですけど、それもまた、所管課の気持ちも分からんでもないですよ。どこかにくくりをつけないと幾らでも広がっていくというのも分かりますけど、そこを少し考えてほしいところもあるんですけどね。どうでしょう。例えば、ほかの補助金みたいな感じで、免許を取得したら漁業者になるというのとか、補助金を申請して補助金をいただいた人は年間ごとの報告書が要るとか。そういうのがよくどこでもありますよね。そういうのをつけてでも、新規の方にしてほしいなというところも私はあるんですけど。大型船の乗組員はずっと大型船に乗っていますからね、免許をつけても。それは考えるところがあるんですけど、いかなものんでしょう。

大石水産林務課長

年間に90日以上漁業に従事することという条件はつけたいと思っていますので、確認のための書類は後ほど報告としていただくような仕組みにしたいと思っていますところですよ。

川上洋一委員

もう少し考えて。現状で船に乗ってる人だけが免許を取れるという考え方では、私のスタンスからいくと少しずれてくるかなというところがあるものですよ。所管課ともよく意見交換しながら私も、後ででもいいから話をして、何とかほかの新規の方たちもなるべく取れるようにできるもんじゃないのかなと思うんですけど、そこをもう少し考えてほしいところですよ。

牟田学委員長

要望でいいですか。水産林務課長からは何かありますか。

大石水産林務課長

分かりました。

岩崎健二委員

今の件ですが、通常の補助金は、申請をして、申請の内示を受けて、資格を取って、取った後、費用を補助するというのが、通常の補助事業だと思うんですが、この資格取得も同じ手法ですか。資格を取ってしまってから申請をしても補助が出ないというふうに考えていいんですか。

大石水産林務課長

新規にとりたいという方も対象にいたしますし、免許を取られてから1年以内に申請していただければ交付の対象としたいと考えているところですよ。

岩崎健二委員

新規に取得した方が取得費用の領収書なり何かを持っておいて、課長が先ほど説明されたように、90日以上という該当する要件に達したときに申請すれば、1年以内だったら交付するということでもいいんですね。

大石水産林務課長

おっしゃるとおりですよ。

濱田洋一委員

97ページ、あくねの華魚ブランド化推進事業。今回新規ということで200万円の計上があるんですけど、先ほど2番委員の質問に対して、具体的な事業内容というのは補佐からお聞きしたんですけども。例えば、数多くの高級魚種が漁獲されることから、これを規格を

定めた中で、あくねの華魚としてブランド化をしていきたいということでありましたけれども、幾らの魚種を対象と、現在で考えていらっしゃるんですか。数多くの魚種の中からあくねの華魚ということでブランド化したいということでもありますので、ちょっとそこら辺を教えてください。

大石水産林務課長

現在想定しておりますのが、ある程度漁獲量が見込めるものということで考えておりまして、真アジ、真ダイ、イサキ、あとはハタの仲間を想定しているところです。

濱田洋一委員

そうしたときに、今、真アジ、真ダイ等ブランド化していきたいということでもありますけれども、獲れた魚を、例えば規格を定めた中でなんですが、その後、仲買の方が購入されて販売に持っていくということで、販路拡大を図られると思うんです。そこら辺の流れというのは教えていただければと思います。考えていらっしゃる流れですね。

大石水産林務課長

現在は、市場に水揚げされた魚を仲買の方が購入されて流通に乗せていらっしゃると思います。この事業では、漁業者も直接販売できるように、例えば締め方、そのあとの仕立の仕方等も学んでいただいて、自主流通できるような仕組みを考えていきたいと思っておりますし、仲買の方たちが購入された魚についても、きちんとした締め方、現在いろいろな締め方、熟成の仕方等もいろいろな技術が開発されておりますので、それを学んでいただいて、可能な限り高く売れるような流通の仕方を考えていきたいと考えているところです。

濱田洋一委員

仲買の方が購入されたのを、同じ規格で締め方というかそれも統一された中で、それぞれ買われた仲買の方々がそれぞれ自分の販売先に阿久根ブランドの華魚ということで販売するというところでよろしいですか。それとも、例えば、規格も一緒、そして締め方、技術も一緒、何者かの仲買の方が購入されても、販売先は例えば数に限りがありますからね。どこ向けに送りますよというような流れなんですか。そこら辺を教えてください。

大石水産林務課長

以前、華アジを流通させていたときには、箱にポーチをしますけれども、その上に華アジというようなステッカーを貼付して発送しておりました。今回もそのようなことになるかと考えているところです。華アジと同じように、華魚、例えば、マダイ華魚、ハタというようにラベルをつけて発送することになると思っています。

濱田洋一委員

その規格と、今言われたような技術と、ラベルを付した中で、それぞれの仲買の方がそれぞれに販売先に販売するというところでよろしいですか。

大石水産林務課長

おっしゃるとおりです。そのとおりになるかと思っております。

木下孝行委員

今の華魚の件ですけれども、流通の形態は分かって出荷方法も分かったけど、要は仲買が昔の華アジみたいに付加価値をつけて買ってくれるんですか。そういう話はしてあるんですか。

大石水産林務課長

新たな年度では、関係者として仲買の方々にも参画していただいて、流通のための協議

会をつくろうとされているところですので、そのようになるかと思っております。

木下孝行委員

せっかくだからそこまできちんとして、高値で仲買がある程度買ってもらわないと。漁業者にお金が落ちていくのは変わらないというような状況にならないように、しっかりと漁業者もブランド化することによって十分な利益が出るように、そこはしっかりと協議しながら進めていってほしいと思います。

まだほかに。90ページ、イセエビの漁礁を設置する300万円ということで、これは、投入場所というか、そこは決定しているんですか。

早水課長補佐兼水産係長

場所につきましては、既に市内海域の3か所、具体的には、脇本地先、牛之浜地先、尻無地先への設置を予定しているというところでございます。

木下孝行委員

3か所ですか。分かりました。イセエビが大分減ってきたということで、こういう対策をするということで認識すればいいんですか。

大石水産林務課長

今回設置するのは、網を入れるところに設置しようというのではなくて、増殖礁というもので、資源を増やすために設置するものですので、減ってきた資源を増やしましょうという意味合いから設置を考えているものです。

木下孝行委員

次に、予算書の94ページ、ジビエ活用食肉処理事業。解体した食肉を流通させていくということで、その予算なんですけども、これは阿久根市内に流通するというものか。今までいからさんが日本全国結構なところに流通させていたんですが、今回もいからさんが今までの流通ルートで流通させるということでいいんですか。

大石水産林務課長

この事業は、現在活用できる施設として、いからだけが対象となっております。この事業の補助金の対象としているものが、食肉加工施設で勤務される方の人件費、運営のために必要な光熱水費、事務費等が対象となっております。いからでの販売というのは阿久根市内だけではなくて、ジビエのセンター事業も活用しながら、現在、流通先を拡大するための取組をされているというふう聞いておりますので、この事業を活用していろいろなところに流通が進むと期待しているところです。

木下孝行委員

今までの形で流通をさせることは別に私も問題視はしてないんですけども、せっかく阿久根市のお金を投入してやるわけですから、阿久根市内にも流通させて、安く提供してもらって、飲食店にもまた安い値段で提供してもらって、ジビエの料理として阿久根の飲食店でも活用していただけるように、阿久根のブランドになるように、食の定番に。ということで市外に流通させるのは大いに結構なんですけども、阿久根市内にもしっかりと流通させて、安い値段で提供してくれるようなそういうことも事業者になるいからさんと検討するべきだと思いますが、どうですか。

大石水産林務課長

おっしゃるとおりだと思っています。事業者の計画でも、市内に流通させたいというふうに含まれておりますので、その辺りは今後、お互いに話を進めていきたいと思っている

ところですよ。

木下孝行委員

せっかくなら市内にも流通させて、できるだけ安い値段で流通させて、定番料理としてジビエを使った鍋とか何とかそういうのも将来的にはやっぱり考えていかないといけないだろうと思います。普及させていかないといけないだろうと思いますので、その辺を十分協議しながら、事業者と今後進めていってください。

山田勝委員

今の木下委員のあれに関連してお尋ねするんですが、ジビエ肉を阿久根市内で普及するとしたら、それなりに安く売ってくれというんだったら、具体的に阿久根市としてはどんな指導ができるの。それとも、市内に普及する分については阿久根市が幾分かお金を出しましょうというふうにするんですか。どういうふうにしようと思っているんですか。

大石水産林務課長

ジビエの流通につきましては、いかくらの運営に関わることでありますので、お肉を幾らで販売しましょうというのは、市のほうからはなかなか言いにくい部分ではあると思います。山田委員がおっしゃるように、市内に安く流通させるためにはということをおっしゃっていますので、将来的には、市のほうで市内に流通させるための何がしかの補助金もしくは買上げという形でのやり方も考えていかなければならないかもしれません。

山田勝委員

基本的にイノシシの肉は高いんですよ。そういう中で、例えばキロ3,000円でイノシシ肉が売買されているとして、現実には、市内の飲食店とかあるいは市民が食べようかと思ったら、キロ3,000円という肉は豚肉と比べれば高いわけよな。だから、そういうところを、やっぱり市内に流通する分については、1,000円分は阿久根市が補助として出しますよといったら、またかなり普及すると思いますよ。だから、将来的に考えていかないかのじゃなくて、やっぱり早急にこれは考えないと、せっかくのジビエが市民に高嶺の花で食べられないということになると思うんですよ、課長。考えなくていい。なるべく早い時点で研究、検討してほしいなと思うんですよ。

所崎林務係長

今おっしゃられたとおり、1キロ3,000円というのは、いかくらさんが設定してる金額ではございましたけども、最近、市内の大型スーパーにおいて1パック300グラムで鹿のロースが1,100円という金額で売られているのを見ました。このように、いかくらとしてもなるべく普及できるような工夫をされているということが伝わってきます。

山田勝委員

それは分かりますよ。お客さんに1,100円でいくんだったら、あるいは、いかくらが出すのは、卸は幾らなのか、その分をどうするのか。ある程度はいかくらの経営を守るためにも、市民に販売する分については、何とか安く売れるようなそういう方法を考えてください。お願いします。

川上洋一委員

97ページの広域漁場整備事業、イセエビの漁礁を入れるということなんですけど、これ、私が思うに、できたら30メートル未満ぐらいのところに入れてほしいなと思うんですけど。という理由としては、40～50メートルのところに入れて、漁業者が網をかすと、破れて幽霊漁礁になるんじゃないかと。そういうところが結構多いんですけどね。そうなった

場合にイセエビがつかなくなると。まず30メートルぐらいのところだったら、人間が潜って破れた網を回収して持って上がれるということで、またイセエビがつくということで、手入れできる漁礁をできることなら入れてほしいなど、専門的に言うと思うんですけど。課長も潜水なさるから分かると思うんですけど、実際30メートルぐらいだったら、破れた網も外して持って上がれるし、それがまた繰り返しリサイクルで生きていくんですけど、もう50メートルのところに入ると、潜水士が潜って取るというのは、結構難儀な、大変な作業になるから、結局、入れても2～3年でその漁礁にはものはつかなくなるってのが現状で、もうお分かりだと思うんですけど、そこはどういうふうに思いますか。もしできれば、30メートル前後のところの県に要望して入れてもらえれば、ずっと手入れしながら、生かしていけるんだがなというのが私の気持ちなんですけど。課長としてどういうふうに思いますか。

大石水産林務課長

イセエビの稚エビというのは、小型の海藻があるところに着底するという性質があります。海藻が生えるためには、この辺りでは水深が30メートルよりも浅いところになります。来年度の事業で計画している場所については、20メートルよりも浅い水深のエリアに設置したいということで計画しているところです。

川上洋一委員

よろしくをお願いします。それをお願いします。

山田勝委員

97ページの負担金、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会1万円。これは予算設定なんだけどもね。この1万円の会費を納めているのか、あるいは会議に出席しているのかということをお尋ねします。

大石水産林務課長

現在この会議は、負担金を毎年納めておりますが、総会等に出席していることはございません。資料等が送られてきて、こちらを参考資料にしたり、あとは、以前は学校に出向いて行って、鯨肉を使った料理教室等もしておりましたが、現在その事業も取り組まれておりません。この協議会に加盟していることで、そのような鯨肉を使ったイベント等にも活用ができますので、必要があれば活用したいと思っているところです。

山田勝委員

国際捕鯨連なんかに加入していた時期の会でしょ、日本が。でも今、日本は国際捕鯨なんかからは脱退してるわけでしょう。それでもまだこれがあるんですか。鯨の肉は自由にあるわけでしょ、日本には。

大石水産林務課長

国際捕鯨委員会から脱退はしておりますが、沿岸捕鯨は日本の領海内で現在行っておりますので、それに携わっている会社がある自治体もしくは漁協がある自治体が加盟している団体となっております。この協議会の意味というのは、これまで長いこと培われてきた日本の鯨食、鯨を食べるという食文化を守っていきこうということであったり、鯨に携わる文化を守っていきこうというのが主な趣旨となっているところです。なので、国際捕鯨委員会とはちょっとかけ離れた団体と考えてよろしいのではないかと考えています。

山田勝委員

阿久根に、そもそも鯨の肉が、そういう中で鯨の肉が来るようになったのは、全漁連の

会長が池尻という阿久根の方ですね。それをご縁に阿久根にはかなり鯨の肉が来ていたんですよね。あの捕鯨は調査捕鯨のあれだったでしょう。だから、状況は変わっているんだから、また状況を変えた形で取り組んでもいいのじゃないかな。これだけ魚がないと鯨の肉も仕入れてよかとな。そういうのはやっぱり情報をキャッチして、予算がずっとあったからいいという品物じゃないという気がするんだけどな。いいですよ。これをこれ以上言っても、あなたたちもどうにもできないから。

94ページ、林業費の負担金、補助及び交付金の中での負担金、紫尾林道幹線道路維持管理協議会というのが229万3000円ですよね。例えば薩摩川内市、さつま町あるいは出水市とかいうのが加入している会だと思うんですけどね。229万3000円というのは、協会を維持するだけでは余りにも大きな金なんですけど、何か事業をしているんですか。

大石水産林務課長

負担金として毎年200万円ちょっとを負担しておりますが、この用途につきましては、ほとんどが林道の維持、補修に使われております。例えば、土砂が崩れてきたときの土砂の撤去であったりとか、舗装が剥がれたところの舗装の補修等に使われているというふうに聞いております。

山田勝委員

私もそういうふうに思うので、事業をしているの、事業をしているのであったら今年の負担金はこれだけ、来年の負担金はこれだけというような、そういう負担金があっというと思うんですよね、事業に関連して。あるいはちゃんとした事業に対する報告もあっというと思うんですが報告もない。ただお金を納めるだけかなあと思ったから聞くんですよ。

大石水産林務課長

この協議会については、毎年定期的に総会等がありますので、そこで決算報告等がなされております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔水産林務課退室〕

牟田学委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後0時7分～午後1時6分)

〔商工観光課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第30号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

それでは、議案第30号中、商工観光課の所管する事項について説明いたします。

初めに、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の99ページをお開きください。まず、第7款商工費1項1目商工総務費は、職員及び会計年度任用職員の人件費、共済費が主なものであります。

次の100ページになりますが、2目商工振興費は、前年度と比較して1億6500万円余りの減であります。これはプレミアム付商品券事業が皆減となったことによるものであります。

7節報償費は、ふるさと納税寄附者への返礼品の発送業務に伴う返礼品代が主なものであります。

11節役務費も同じく、ふるさと納税の返礼品送料、ポータルサイトの各種手数料及び広告料が主なものであります。

12節委託料は、説明欄記載のふるさと納税に関する業務など5件の業務委託料であります。就職情報サイト事業所掲載支援業務は、市内企業の人材確保に対する取組の支援として、令和3年度から行っておりますが、サイトへの掲載とあわせて、県内で開催される転職フェアへの出展及び就職情報サイトへの掲載内容に係る取材、掲載原稿の作成の管理等が主な業務であります。

次の101ページの14節工事請負費の道の駅阿久根観光物産館改修事業は、経年劣化や塩害等により損傷が著しい海側のフェンスを修理するものであります。当初計画では、令和4年度改修工事を予定しておりましたが、フェンス部材の調達に期間を要し、工事ができなかったことから、改めて令和5年度に実施しようとするものであります。

102ページにかけての18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載のとおり、運営費等負担金として3件、その他負担金として3件、事業費補助として小規模事業指導業務ほか8件、利子等補助金として市中小企業振興資金利子補給金、その他補助金として県中小企業振興資金保証料ほか5件であります。このうち創業支援事業は、法人設立、個人の開業などについて、また、新商品開発支援事業は、商品開発に係る経費や新たな設備導入に係る経費について予算計上したものであり、102ページの企業説明会参加費等補助事業は、人材確保を目的に、県内で開催される企業説明会の参加費用、ブースの装飾グッズ、企業パンフレット作成費用に対する支援や企業説明会でのプレゼン力の向上に関する研修会等への参加費用の支援を行うものであります。

次に、3目観光費であります。前年度と比較し5,070万円余りの減となっております。これは、今年度予算計上した寺島宗則記念館外構工事及び阿久根大島公園常用発電機更新に係る工事請負費が皆減となったことによるものであります。

7節報償費の「たからのまち」マネージャー謝金は、産業振興や特色あるまちづくりの各分野の第一線で活躍されている有識者を「たからのまち」マネージャーとして活用し、新たな視点による施策の見直しと実行を推進するものであり、当課では、観光推進を目的としたマネージャーを活用し、観光を基軸としたまちづくりの実現に向けた取組を行うものであります。

次の103ページの12節委託料は、説明欄記載の笠山観光農園管理業務ほか18件であります。このうち、説明欄の上から6行目、観光案内版撤去業務は、平成5年度に国道3号沿いの大川と折口に設置した案内版について、掲載内容が現状に合っていないことから、撤去し

ようとするものであります。観光案内等業務は、現在、市内に観光案内に特化した施設がないことから、今後の観光推進を図るため、観光案内、観光PR等の業務を委託しようとするものであります。寺島宗則記念館PR業務は、記念館敷地内の駐車場整備、トイレ設置、外構整備など、来館者の受入れ環境が整ったことから、寺島宗則に縁のある県内施設を周遊するバスツアー等を行うとするものであります。阿久根駅舎食堂空調設備改修工事設計業務は、駅食堂に現在設置している空調機が、夏場の温度が下がらず利用者に支障を来していることから、新規に設置することとし、そのための適切な規格選定、改修方法を決定するための設計業務を委託しようとするものであります。

104ページにかけての18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載のとおり、運営費等負担金3件、事業費等負担金1件、その他負担金1件の合計5件の負担金と事業費等補助4件の補助金であります。このうち104ページの阿久根大島渡船補助事業は、阿久根大島の年間を通した利活用を図るため、海水浴以外のオフシーズンに運行事業者への燃料費及び渡航者への渡船費補助を引き続き実施しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書の25ページをお開きください。第15款県支出金2項6目1節商工費補助金は、歳出で説明しました寺島宗則記念館PR業務を、県の地域振興推進事業を活用して実施しようとするものであります。

次に、28ページをお開きください。第17款寄附金1項1目一般寄附金の阿久根応援寄附金は、ふるさと納税分であります。

次に、33ページをお開きください。最後に、第21款市債1項6目商工債は、道の駅阿久根観光物産館改修事業及び創業支援事業について、市債を活用して事業を行おうとするものであります。

以上で商工観光課所管の説明を終わりますが、よろしく御願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹之内和満委員

予算書はどこというわけではないのですが、昨年度あった事業がないものですかからお聞きしたいと思います。サイクルツーリズム推進事業というのが昨年度ありまして、70万円ほど予算計上されて、サイクルマップの作成ということだったんですが、本年度はないんでしょうか。

尾塚商工観光課長

令和4年度に事業実施で計画しておりますサイクルマップ等作成業務につきましては、3月中に作成するというので現在進めておりますので、事業は今のところサイクルマップ作成ということでしたので、その後の事業は、令和5年度はまだ考えていません。

竹之内和満委員

そうなんです。一応、名前的にはサイクルツーリズム推進事業とありますので、もっと今後深く事業を展開していくのかなと思っていて。今のところは、マップの作成で終わりということなんです。ぜひ今後もやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

尾塚商工観光課長

ただいまの意見、サイクルツーリズム事業につきましては、国、県と歩調を合わせて、

現在、県の協議会等も参加して、今後の事業推進を進めていきたいと考えているところです。

竹之内和満委員

ぜひお願いいたします。

仮屋園一徳委員

103ページ、7款1項3目のにぎわい交流館阿久根駅指定管理業務とあるんですが、これで駅を利用するのに、夕方ある時間になったら、何か外を回って電車に乗らないといけないという苦情があるんですけど、今どうなってるんですか。

尾塚商工観光課長

ただいまの仮屋園委員の御指摘につきましては、これまでも何回かあったと思うんですけど、現在、商工観光課にそのような苦情というのは来ていないところです。おれんじ鉄道とその辺は話をしながら、利用者に不便のないようにしていくというのは、これまでも継続して行っているところですが、今のところ、直接、商工観光課にそのような苦情というのは来てないところです。

仮屋園一徳委員

苦情は、私なんかには何回となく、今もあるんですけど。何でかと言いますと、まだちょっと早い時間に駅の中を通れなくて外を回らないといけないというのは何かおかしいんじゃないかということで、私なんかにも前に質問をして、管理人との関係でそうなるんだという説明は受けたんですけど、それが今何時までは中を通れて、何時から後が通れないことになってるんですかね。

尾塚商工観光課長

すいません。ただいまの御質問ですが、現在の利用時間というのは、具体的に、今、資料を持ち合わせていませんので、後でお示したいと思います。

ただいまの御指摘につきましては、先ほど申したとおり、できるだけ利用者に不便のないように関係課とも調整し、また、おれんじ鉄道とも協議をしながら進めていかなければならないことだと考えております。

山田勝委員

103ページ、12節委託料、寺島宗則管理業務、寺島宗則記念館トイレ清掃業務等については、もう契約したの。

尾塚商工観光課長

契約はまだ。新年度に入ってからです。

山田勝委員

まず、債務負担行為で言ったように、トイレについては誰が考えてもおかしい。一つは、あそこのトイレに来ていた方々に、あなたたちはいつ来るのと聞いたら、1週間に一遍ずつ来ますと。あそこは毎日掃除をしないといけいところなんです、毎日。だから、浄化槽の管理費の委託なら分かるけど、これはもう執行は考えないと、私たちはこれに賛成するわけにいかない。

尾塚商工観光課長

ただいまの山田委員の御指摘ですが、このことにつきましては、先の補正第9号の予算審査の後、現在の受託者であります寺島会の方々と協議を行ったところです。今おっしゃられるとおり、現在、トイレの清掃につきましては、この前の補正予算の委員会審査でも

申し上げたとおり障害者団体に委託しているところです。今、御指摘があったとおり、週1回、休館日に清掃を行っているところですが、寺島会の方と協議をした中で、今後、それ以外の毎日の平常日の開館日においては、記念館の管理運営業務の管理業務の一つとして行っていくこととしたいと思っております。令和5年度以降の寺島記念館の管理運営業務の委託の業務の仕様書の中に平常日におけるトイレ清掃業務内容を明記することとし、具体的には、まず床清掃とか、便器及び手洗い機の簡易な清掃、それから、トイレットペーパーの補充・交換、トイレ内のごみ拾い清掃、そしてトイレ周辺の草取りのような業務を考えているところです。この前、今週7日でしたが、このことについて来ていただいて寺島会の方と協議しました。そこで、今後の管理運営業務は、ただいま申し上げたとおりこういうのも仕様書に明記して具体的に業務として行っていただきたい、そして、この管理業務のために増額することではなく、今の管理業務内の管理委託料の中でしてほしいということも申し上げたところです。

山田勝委員

そうであったら、トイレ清掃業務はどうするの。

尾塚商工観光課長

これまでの週1回の定期的なトイレ清掃というのは、これまでどおり障害者支援施設等に委託しようと思っております。このことは、この前の補正予算の審査の中でお答えしたとおり、現在、市の公共施設等のトイレ清掃や施設内の清掃業務につきましては、国の障害者優先調達推進法という法律に基づき障害者就労施設等を優先して業務を委託しているところであります。また、この法律に基づいて、市でも毎年、年度当初に障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針というのを定めて、市内の障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進を図っているところであります。こういうことから寺島記念館敷地内のトイレの定期的な清掃業務については、これまでどおり市内の障害者就労施設に委託し、平常日については、管理運営をやっている、現在は寺島会ですが、受託者にお願いしようと考えているところです。

山田勝委員

そしたらね、トイレの浄化槽の管理及び浄化槽の清掃業務についてはどうするの。

尾塚商工観光課長

浄化槽等の管理につきましては、現在の施設の管理運営業務の受託者が専門の業者に再委託、お願いということで、どこの施設もそういうふうになっていると思いますが、現在もそういうふうになっているところです。

山田勝委員

障害者にしないといけない理由は分かりますよ。でも、障害者は障害者でそれなりの制度の中でちゃんとやっている。だから、市役所の清掃する、何かの清掃をする、そういうのは分かるけどね。もうそういう、毎日いてですよ、毎日管理しないといけないようなところまで、しないといけないことはないと思う。これでもかこれでもかこれでもかと、障害者だからといってしないといけないという決まりは私はないと思いますよ。国がそんな制度を仮につくったとしてもですよ。つくったとしてもそれを運営するのは阿久根市でしょう。それをすることによって地方交付税で上乗せしてくれるの。その掃除の業務について、別に上乗せしてくれるの。例えば、国が制度に基づいてちゃんと上乗せしてくれるの。

尾塚商工観光課長

交付税措置があるかどうか、そこは私のほうでは把握できないところですが、何回も言っていますとおり、このことにつきましては、市のどこの施設も公共施設については現在、障害者就労支援施設に優先して委託をしているところです。これはいうまでもなく、目的としましては障害者の自立の促進を図るということを目的にしている、このことも、今さら私のほうで言うことでもないと思いますが、そういうことでやっているところです。

山田勝委員

私もあなたの気持ちが分からんことはないんだよ。でも、あまりにも。例えば、脇本海水浴場のトイレの清掃とか、どっかのトイレとかならば分かりますよ。そこは優先しないといかん、阿久根市役所をしないといかん、それは分かります。でも、あんなところみたいに委託して毎日掃除をせないかんような場所についてまで、そこまで配慮する必要ないと思う。僕がどう言っても、あなたはあなたの立場があったり、そういうふうに出てきたならしょうがないっていう気持ちもあるかも分からないんだけど、私はそれはいいことではないと思いますよ。厳しいところは厳しく、優しいところは優しくしないと。ということですよ。

尾塚商工観光課長

今、山田委員のおっしゃることも重々理解するところではありますが、市としては先ほども申したとおり、国の法律に基づいて障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針というのを毎年定めて、市の方針として定めて行っているところですので、そこは御理解いただけたらと思います。

それからすいません。先ほどトイレの浄化槽の清掃についての説明で、現在の管理業務の委託者が再委託をしてということで答弁しましたが、浄化槽清掃については、直接、市が別に専門業者に委託しているところです。

山田勝委員

もう私がどんなに言っても一緒かもしれないんだけど。でも、物品を調達する、あそこのトイレの物品を身障者の関係者がやる、それはもう別にやってもいいことですよ。それは別にやってもいい。ただ清掃業務を、毎日しないといけない清掃業務まで配慮する必要は私はないと思う。ほかに配慮するところがたくさんあるのに。

牟田学委員長

週1回を除けば、寺島会の方たちが毎日掃除をするということを明記するっていうことです。

山田勝委員

だからそれは分かっている。分かっているんだけど、いくら身障者だと言ってもそこまで配慮しないといかんのかと。一定のルールに基づいてちゃんと福祉という範囲でやっているのに、そこまでしないといかんのかなと思う。僕の時代遅れの考え方だと言えれば仕方ない。分かった。

川上洋一委員

今の話なんですけど。トイレを外して、1週間に一遍だったら、雑草を抜いてもらうというふうに変えればいいんじゃないですかね。と今、私は思うんですよ。だって、あそこの管理人たちは、除草は我々の仕事じゃないというわけですから。私が直接本人に聞いたときに、管理人に聞いたときに、草むしりくらいしなさいよ、暇なんだからと言ったとき

に、我々の仕事じゃないんだというわけだから。口頭でちゃんとそういうふうに答えるっていうことは、我々の仕事じゃないと、我々はこの管理だというふうな考え方を持っている人たちだったら、1週間に一遍だったら、草むしりがちょうどいいんじゃないかと思うんですが。課長、そういうふうに変えることはできないんですかね。

尾塚商工観光課長

川上委員の御指摘ですが、現在、週1回トイレ清掃業務を行っている障害者就労支援施設ですが、ここの施設につきまして、この間、たまたま記念館のほうに伺ったところ、本来委託してない、業務外の外の草むしりをされておりました。また、寺島会の方々も、聞くところによりますと、これまでもトイレ周辺、例えば、草があったときは草取りもされていたということも話を聞きました。それから今は、12月以降外構工事で整備されて砂利敷きになっておりますので、今はそう多く草は生えないのかなと思っているところですが、気がついたら草取りも行うということでした。それから先ほども申し上げましたが、今後の仕様書の中にトイレ周辺の草取りっていうのも具体的に明記して行っていただくということで考えているところです。

山田勝委員

この前、仏壇とかいろんなものは公私混同しないようにちゃんとしてくださいねと言ったら、課長は話をしますということでしたが、その気持ちには変わりはないですか。

尾塚商工観光課長

そのことにつきましても、できるだけ早い時期に関係者と話の場を持ちたいと考えているところです。

山田勝委員

それとこの前も言ったけど、鳩之浦集落の役員の方々とは非常にうまくいっていないから、今の寺島会の方々とは。これはやっぱり配慮して。むしろ、我々にさせてくれたらよかったですけどと区長さんは言うよ、管理を。ちゃんと我々がするんだったのにと。だから、同じところにおいて、そういうぎくしゃくが起らないようにちゃんと指導しないと。そこはやっぱり、今、管理を受けているの方々の問題だと思うけど。そこら辺は配慮してください。

木下孝行委員

103ページ、寺島宗則記念館PR業務ということで、今年からの事業になると思うんですが、地域振興局の補助金70数万円を使ってするということで、これは市の負担が入っているわけですか。市の財源を入れているんですか。

尾塚商工観光課長

県は約2分の1の補助ですので、2分の1は市の負担ということで考えております。

木下孝行委員

委託業務ということで、どこに委託をするんですか。委託先が分かれば委託先を教えてくださいませんか。

尾塚商工観光課長

委託先につきましては、新年度に入ってから契約関係で進めていきたいと思っています。できるだけこういう事業になれた事業者と契約したいと考えています。

木下孝行委員

当然、阿久根市内にこういう業者はいないわけですから、恐らく市外の大きな媒体をか

なり利用するようなところに委託をするんだろうと思いますけど。寺島館に関しては、あそこに入館者というか、思うように、私は、期待外れというか、もっと多くの人に来てくれるだろうと思っていたらあまり大したことがないような感じがするわけで、PRが足りないと思いますので、そこら辺は委託先と十分協議して、もっと増えるようなPRができるように、そこを重点にお願いをして、結果が出るようにしてもらえるように要望します。

それともう一つ。101ページの創業支援事業。創業に関する経費の一部を負担するということで、ちょっと私も数字を忘れたので確認したいんですが、1件がどのぐらいの経費負担となるか上限を含めて教えてください。

尾塚商工観光課長

この創業支援事業につきましては、市内での新たな創業を促進するため、国から認定を受けた創業支援計画に基づいて、商工会議所が開催する創業セミナーを受講した方に対して、創業に係る費用の一部を補助しようとするものでありますが、まず、起業に必要な人件費、書類作成に係る経費、設備の導入等の事業対象経費の3分の2を補助するもので、また、雇用促進、空き店舗または空き家の賃借料の経費の一部を補助するものであります。設立補助につきましては、法人の場合が上限200万円。個人開業の場合が上限150万円。雇用促進の場合が1人当たり30万円で3人までとして90万円を限度とします。それから、空き店舗とか空き家等の賃借料につきましては、月額5万円以内、最大12か月で60万円を限度としているところです。

濱田洋一委員

103ページ、先ほど木下委員からもありました12節委託料の中の寺島宗則記念館PR業務ということで、この予算の概要の中にも、拡充という部分の中で活用事業とあるんですが、寺島宗則に縁のある県内施設を周遊するバスツアー等を行いとあるのがこのPR業務に当てはまるんでしょうか。

尾塚商工観光課長

はい。そういうことです。

濱田洋一委員

具体的な内容は、今後詰めていかれるんですかね。この前の私の一般質問でもそのようなことだったかなと思うんですが、確認の意味で。

尾塚商工観光課長

この前の一般質問でもお答えしたとおり、寺島宗則記念館の一応の外構整備が完了したということで、寺島宗則とその記念館の認知度を高めることを目的として、市外住民を対象としたバスツアーを行おうとするものです。具体的には、いちき串木野の羽島の英国留学記念館等を周遊して1回40人程度を2回程度実施しようと考えているところです。合計80名程度の方を対象にバスツアーを実施しようとして計画しているところです。

濱田洋一委員

また今後、具体的な詳細なことは決定されると思うんですが、例えば、本市において伊勢えび祭りとかウニ井祭りがありますよね。そういう時期に抱き合わせといいますか、そういった企画もしながら、阿久根に来ていただいて、そういった寺島記念館を見ていただいて、そして阿久根で食をさせていただいてというような、連動するような取組が必要かなと思います。今後、社会経済活動の活性化が図られますので、乗り遅れないように先手先手を打っていただけてやっていただければありがたいなと思うんですが、どうでしょうか。

尾塚商工観光課長

この事業につきましては、新年度当初から契約事務に入りまして、今おっしゃったとおり阿久根市内では、うに井祭り、伊勢えび祭りがありますが、うに井祭りにつきましては4月、年度初めのイベントですので、ここにはちょっと間に合わないかなと思っておりますが、今考えているのが、10月頃このバスツアーを実施したいと考えておりますので、ちょうど伊勢えび祭り等のイベントと重なるのかなと考えて、できるだけそういうふうに波及効果があるような事業になるように考えているところです。

濱田洋一委員

ただいま課長が言っていただいたようにぜひお願いしたいと思います。そして、どんどん阿久根ということで、食であったり、いろんな体験であったり、癒やしであったり、PRをしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

川上洋一委員

今のバスツアーの件なんですけど。その駐車場をどのように考えているかですよね。今の状態では路上駐車になってしまうんですけど、あのカーブが入り込んでるところに大型バスがハザードをたいてということは結構な無理があるんですよ、正直言って。この前もあそこに子供の通学について地元の人たちが看板を立てたようなところですから、結構危ないところなんですよね。ちょうど深田からも来るところの交差点にもなってるし、また、クランクのところなんです。これをどうにかしないと、バスをいくら呼んでも結局は通行の邪魔になると。観光が足を引っ張るっていうことになるんですけど。そこをやっぱり、上の市が買い取った土地を、ちゃんとあそこにバスが入るとか、そういうふうにしていかないとまずいと思うんですけど、いかがですか。

尾塚商工観光課長

今の件につきましては、現在、第2駐車場、第3駐車場の整備を県が県事業として実施する予定になっております。3月中に工事に着手しまして、本来なら今年度中に実施予定というような話を聞いていたところですが、3月中に着手して、令和5年度の繰越事業として行って、できるだけ早い時期に整備をするということで、そういう連絡を受けているところです。大型バス、どの程度のバスの駐車が可能か、そこはまだはっきりと分からないところですが、少なくともバスが駐車できるスペースを整備していただく予定になっております。それから、上の第2駐車場から敷地内に階段を設置しまして、敷地内に道路をぐるっと回ってということがないように直接階段を利用して記念館に降りてくるというようなことも計画してあるところです。

令和5年度実施予定のこのバスツアーについて、このバスの停車がどういうふうになるのか、そこについてもできるだけ参加者の交通安全等に配慮しながら実施していきたいと考えているところです。

川上洋一委員

そうですね。それはちゃんとしてもらわないと、結局、まちおこし、市の文化財だと言いながら、そこで交通事故でもあったりした場合は、それこそマイナスポイントになってしまうような感じになってしまいますから、そこを重点的にしてください。お願いします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔商工観光課退室、都市建設課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第30号中、都市建設課の所管する事項について御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。第2表地方債であります。都市建設課所管分は、上から5行目の市道新設改良事業から、9ページ上から5行目の公営住宅改修事業までと10ページ2行目の過年発生補助土木災害復旧事業の合計15事業について、事業費の一部に起債を充てようとするものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の106ページをお願いいたします。2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費12節委託料の主なものは道路台帳整備業務であり、経年変化路線、改良路線のデータ修正を計画しているものであります。次に、18節負担金、補助及び交付金の主なものは、南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会が行います決起大会への負担金及び市道等清掃活動補助金であります。

次に107ページをお願いします。2目道路維持費12節委託料は、市道丸岡線ほかの測量設計業務委託と市道伐開等業務委託であります。14節工事請負費は、市民からの要望を踏まえ、緊急性や重要性、効率性を判断し、通行の安全を確保するための市単独の道路維持修繕事業の改修工事費であります。15節原材料費は、道路補修用資材のアスファルト合材、側溝蓋版、セメント、碎石等の購入費であります。17節備品購入費は、道路維持作業班が使用しますダンプの購入が主なものであり、市民からの要望に速やかに対応できるよう資機材を配備するものであります。18節負担金、補助及び交付金は、各区が維持管理を行っております法定外公共物の改修事業費に対する補助金であり、これまでの積み残し分も令和4年度で解消できたことから、令和5年度より1件の上限額を30万から15万円に減額し実施するものであります。21節補償補てん及び賠償金は、市道高松6号線における側溝改修工事に伴います電柱移転補償等であります。

次のページをお願いします。3目道路新設改良費12節委託料は、測量設計業務等委託であり、社会資本整備総合交付金によります市道の拡幅及び歩道設置に係る測量設計調査業務委託料であります。14節工事請負費は、社会資本整備総合交付金及び交通安全対策補助制度を活用して行います市道折口大辺志線、市道不動下線、市道中央線及び市道上原馬場線の工事請負費であります。16節公有財産購入費は、市道折口大辺志線、市道不動下線、市道中央線、市道栴線、市道上原馬場線等の道路改良事業に伴います用地購入費であります。18節負担金、補助及び交付金は、県単道路整備事業県道脇本赤瀬川線（根比工区）の負担金と地方特定道路整備事業県道脇本赤瀬川線（槁之浦工区）の負担金であります。21節補償補てん及び賠償金は、市道折口大辺志線、市道中央線、市道栴線、市道上原馬場線等の道路改良事業に伴います防火水槽、信号機移設等の補償及び立木補償費であります。

4目橋りょう維持費12節委託料は、橋りょう長寿命化計画策定業務及び橋りょう点検業

務委託であります。14節工事請負費は、道路メンテナンス事業を活用して行います丸内橋、大曲橋、住吉橋、浜田橋の橋りょう改修工事費であります。

6目交通安全施設整備費14節工事請負費は、通行の安全向上を図るため、ガードレール、区画線などの設置工事費であります。

次のページをお願いします。3項河川費2目河川維持費12節委託料は、緊急を要する河川の伐開業務委託であります。14節工事請負費は、河川の護岸維持修繕事業における工事請負費であります。

4目砂防費14節工事請負費は、八郷地区の急傾斜地崩壊対策工事及び黒之浜地区の急傾斜施設の維持修繕工事を行うものであります。18節負担金、補助及び交付金は、県が行います急傾斜地崩壊対策事業尻無1地区及び県単砂防事業小漣川地区の負担金であります。

4項港湾費2目港湾建設費12節委託料、14節工事請負費は、高之口港の防波堤補修に係る調査設計業務委託及び補修工事費であります。18節負担金、補助及び交付金は、県が行います黒之浜港改修事業への負担金であります。

次のページをお願いします。5項都市計画費1目都市計画総務費は、昨年度から3780万8000円の減額となっておりますが、これは、空き家改修支援事業が令和4年度で終了したこと及び都市計画用途地域見直し業務委託料の減が要因であります。

次のページをお願いします。3目公園費12節委託料は、公園施設長寿命化計画策定業務、番所丘公園オートキャンプ場整備測量設計業務のほか、説明欄記載の業務委託を実施するものであります。14節工事請負費の主なものは、番所丘公園オートキャンプ場整備事業、公園施設解体事業として、老朽化が著しい川岸公園、高松公園のトイレを解体するものであります。17節備品購入費は、番所丘公園のゴーカート1人乗り1台を購入するものであります。次のページを御覧ください。24節積立金は、サンセット牛之浜景勝地の道の駅整備基金と基金利子であります。

4目都市下水路費14節工事請負費は、都市下水路維持修繕事業として、大丸都市下水路蓋版設置工事及び上野都市下水路しゅんせつ等を行うものであります。

次のページをお願いします。6項住宅費1目住宅管理費12節委託料は、寺山住宅エレベーター保守点検業務ほか説明欄記載の業務委託を行うものであります。14節工事請負費は、補助事業によります春畑住宅給排水設備改修工事、同じく春畑住宅外部改修工事及びふれあい住宅外部改修工事並びに市単独事業によります住宅維持修繕工事及び老朽住宅解体工事になります。次のページをお願いします。16節公有財産購入費の主なものは、流し台、風呂釜等の購入のほか、デジタル式防災無線受信機の購入であります。18節負担金、補助及び交付金は、危険空き家解体事業補助が主なものであり、令和5年度から解体促進を図るため、補助率を3分の2に、上限額を60万円に引き上げ実施するものであります。

3目危険住宅移転促進費18節負担金、補助及び交付金は、がけ地近接等危険住宅移転事業、1件分であります。

続きまして、142ページをお開きください。第11款災害復旧費6項1目単独土木施設災害復旧費13節使用料及び賃借料は、災害時における緊急を要する重機の借上料が主なものであります。

2目補助土木施設災害復旧費14節工事請負費は、令和4年度に発生した補助土木災害復旧事業であり、道路3か所、河川2か所の災害復旧工事を実施するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

16ページをお開きください。第11款1項1目1節交通安全対策特別交付金は、交通反則金等をもって交付されるものであり、見込額を計上してあります。

次に、17ページをお願いします。第13款使用料及び手数料1項6目土木使用料1節道路橋りょう使用料は、市道内に占用している電柱及びガス管等の道路占用料が主なものであります。

次のページの3節住宅使用料は、現年度及び過年度分の市営住宅使用料と市営住宅駐車場使用料が主なものであります。

次に、20ページをお願いします。第14款国庫支出金1項10目災害復旧費国庫負担金9節土木施設災害復旧費負担金は、歳出で説明しました令和4年度に発生した補助土木災害復旧事業に係る国庫負担金であります。

次のページの2項7目土木費国庫補助金2節道路橋りょう費補助金から6節住宅費補助金までは、歳出で説明しました道路新設改良事業、橋りょう修繕事業、港湾事業、公園長寿命化事業、市営住宅改修事業等に係るものであり、説明欄記載の補助金をそれぞれ充当するものであります。

次に、25ページをお願いします。第15款県支出金2項7目土木費県補助金3節河川費補助金は、八郷地区において実施します県単急傾斜地崩壊対策事業における県補助金であり、補助率は事業費の50%であります。6節住宅費補助金は、がけ地近接等危険住宅移転事業に対する県補助金であり、補助率は対象経費の25%であります。

次に、33ページから34ページにかけての第21款市債1項7目土木債は、説明欄に記載してありますとおり、それぞれの事業の財源の一部に市債を充てるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいいたします。

牟田学委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時3分～午後2時14分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

竹之内和満委員

111ページ、8款5項3目公園費14節工事請負費、番所丘公園オートキャンプ場整備事業。予算の概要を見ますと、キャンプ場の外構や遊歩道の整備、キャンプ用品の倉庫設置工事をするとということで7,600万円という予算が計上されております。オートキャンプ場の整備は、ほぼこれで終わりでしょうか。

池田都市建設課長

令和6年度まで事業を計画しているところでございます。

竹之内和満委員

令和5年度は先ほど言ったような内容なんですが、令和6年度はあと何をする予定でしょうか。

宮路都市計画係長

6年度については、番所丘公園のキャンプ場の周辺などに看板の設置等を行って、来場

される方が来やすくするような計画を考えています。

竹之内和満委員

令和6年度で終わりで、令和7年から供用開始ということですか。

池田都市建設課長

オートキャンプ場につきましては、令和6年度中を見込んでいるところでございます。

竹之内和満委員

令和6年度中に開始するということですか。

池田都市建設課長

今のところはそういうことで考えているところでございます。

竹之内和満委員

工事請負費にオートキャンプ場の予算が上がっており、委託料にもオートキャンプ場整備が上がっている。この違いは何ですか。

宮路都市計画係長

令和2年度に委託をしましたキャンプ場の設計業務に沿って、海側の、今度は詳細な測量設計を行う予定でいます。

川上洋一委員

107ページ、大まかに書いてあるものですから、この中に入っているのかなと思って聞いてみたいんですけど、脇本の黒之上の側溝をしてもらうという話だったんですけど、あれはどういうふうになっていますかね。これに予算として入っていますか。

花田維持係長

黒之上東線の話かと思うんですけども、現在、設計中でありまして、4年度と5年度で工事をするように計画をしております。

濱田洋一委員

予算書の114ページ、8款6項2目18節、先ほど課長の説明で危険家屋解体事業900万円ということで、概要にもありますけれども、令和5年度から解体促進を図るために、補助率と上限額を引き上げるということで、上限3分の2、60万円ということで説明がありました。この予算からすると15件ということなのですが、この事業は、私の地元、地域でも非常に喜ばれている事業なんですけれども、令和4年度の実績もしくは見込み、件数というのはどれぐらいだったのでしょうか。

脇園住宅対策係長

令和4年度につきましては、合計で12件360万円の補助を行っているところでございます。

濱田洋一委員

令和4年度までは上限30万円ということでしたけれども、それで12件の実績と。そして5年度は、さらに増額、3分の2の60万円で15件の予算を組んでいらっしゃるということで、これはこれでよろしいかと思うんですが、今まで、これまでとすれば倍ですから、また、いろいろ解体しようかなと言われる方が増えてくるような気がいたしますので、その辺はよろしくお願いします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔都市建設課退室〕

牟田学委員長

ここで、先ほどの商工観光課所管の審査に関して、商工観光課長から発言の申出がありますので、この際、許可いたします。

〔商工観光課入室〕

尾塚商工観光課長

先ほどの審査の中で、仮屋園一徳委員から御質問がありました、にぎわい交流館阿久根駅の開場時間についてであります。条例上の開館時間は午前7時から午後9時までとなっております。ただし、先ほど指定管理者に確認をしましたところ、実際は、開錠は午前6時半前、そして、施錠は午後9時10分頃行っているとのことでした。

〔商工観光課退室〕

牟田学委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査は都市建設課まで予定していましたが、時間がありますので、引き続き13日に予定している審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。ただし、日程表では教育委員会事務局の審査であります。現在、定例教育委員会を開催中ですので、水道課の審査を先に行います。

〔水道課入室〕

○ 議案第35号 令和5年阿久根市水道事業会計予算

牟田学委員長

次に、議案第35号を議題といたします。

水道課長の説明を求めます。

垂水道課長

それでは、議案第35号について御説明申し上げます。

予算書の137ページをお開きください。収入支出の見積り基礎、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益1項営業収益についてであります。1目給水収益は、給水予定戸数9,580戸に係る水道料金4億313万5000円及び新たに給水を開始する戸数を32戸と見込み計上した給水負担金158万4000円であります。

2目その他営業収益は、消火栓維持管理に係る他会計負担金と給水工事検査、開閉栓、督促などに係る手数料を見込み計上いたしました。

次に、2項営業外収益についてであります。3目他会計補助金は、旧簡易水道の過疎債、簡水債の利子及び統合水道に係る交付税措置額を一般会計から補助金として受け入れるものであります。

4目資本費繰入収益は、旧簡易水道事業債の元金償還金のうち、過疎債分70%、簡水債分50%を一般会計から資本費繰入として繰入れ、収益化するものであります。

次の138ページをお開きください。6目長期前受金戻入は、国・県の補助金等で取得した固定資産に対し、減価償却に応じた分について収益化する額を計上したものであります。

3項特別利益につきましては、科目設定をしたものであります。

次に、139ページからの支出について御説明いたします。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水費は、水源地及び配水池の維持管理経費であり、水源地管理業務などの委託料、地質検査等の手数料、水源地や浄水場の機械器具等修繕費、高圧電気料などの動力費などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

140ページをお開きください。2目配水及び給水費は、配水、給水施設の維持管理等に係る経費であり、職員及び会計年度任用職員に係る人件費のほか、漏水当番店待機業務などに係る委託料、141ページに入りますが、漏水修繕や量水器取替え等の修繕費などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

次に、3目業務費は、水道料金の請求、収納業務等に係る経費であり、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、次の142ページになりますが、水道メーター検針委託料などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

4目総係費は、水道事業全般に係る一般管理費であり、職員の人件費のほか、次の143ページになりますが、備消耗品費や企業会計処理支援業務委託料などが主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

5目減価償却費は、固定資産の減価償却費であり、6目資産減耗費は、固定資産除却費及び棚卸資産減耗費で、それぞれ見込み計上したものであります。

2項営業外費用は、次の144ページの企業債利息と消費税及び地方消費税が主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

4項予備費は400万円を見込み計上いたしました。

次に、145ページになりますが、資本的収入及び支出について、収入から御説明申し上げます。

第1款資本的収入1項1目企業債は、配水管布設替工事費などに充てるため借り入れる予定として見込み計上し、2項1目負担金は、新設する消火栓の工事負担金として見込み計上したものであります。

146ページをお開きください。支出について御説明申し上げます。

第1款資本的支出1項建設改良費1目原水設備改良費は、山下浄水場曝気塔送風機修繕工事のほか1件の工事請負費を見込み計上したものであります。

2目配水設備改良費は、宮之前送水管布設替概略設計業務委託ほか1件の委託料と市道新城線配水管布設替工事ほか6件の工事請負費が主なものであり、それぞれ見込み計上したものであります。

3目固定資産購入費は、検針システム用機器を更新するための工具器具及び備品購入費であり、見込み計上したものであります。

2項1目企業債償還金は、企業債の借入れに伴う元金の償還金であります。この結果、令和5年度末における企業債の元金残高は16億9534万円余りとなる見込みであります。

4項1目予備費は、300万円を見込み計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹之内和満委員

139ページ。支出で、収益的費用、営業費用の中で原水費が昨年度と比べて3,500万円ほど上がっています。一番大きな理由は何でしょうか。

垂水道課長

139ページの節の中の動力費、7933万2000円、水源地高圧電気料。こちらがこの増額の一番の大きな理由であります。御承知いただいておりますとおりの電気料の高騰ということ等が反映しております。

竹之内和満委員

理解いたしました。

それに対して収入なんですが、137ページ。営業収益の中の給水収益、費用が上がったんですが収入が下がっております。その理由としては戸数が減ったと理解してよろしいでしょうか。

垂水道課長

そのとおりでございます。

山田勝委員

137ページ、今、竹之内委員が質問したんだけど、私も1,324万円も減ったというのは何かなあと思っていたら、戸数が減ったというけど、現実には、私は戸数が減ったとしても、水を使う量というのは非常に増えているわけだから、何でこんなに減ったのかなと思うんだけど、単に戸数が減ったということですか。

垂水道課長

給水戸数は、4年度と比較して減となっておりますので、これが5年度予算においては、12月末現在の実数から算出して前年比80戸減を見ております。あと有収水量につきましては、8,365トンの減少を見込んで、前年比1,258万円余りの減収というふうに計上しております。戸数が減るとやはり水量は減ります。それと節水型のトイレ等々の普及もどんどん進んでおりますので、水道事業においては、一般の販売と違いまして、使ってくれと言うように推進するということにはなりませんので、予算上は低く見ております。

〔山田勝委員「分かった」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第35号について、審査を一時中止いたします。

〔水道課退室、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

○ 議案第30号 令和5年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第30号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

石澤教育総務課長

議案第30号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について説明いたします。

9ページを御覧ください。第2表地方債であります。上から7番目、小学校校舎等改修事業から10番目の中学校屋内運動場非構造部材落下防止対策事業までと一番下の給食センター施設等整備事業であり、それぞれ事業に充当するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の117ページをお開きください。10款教育費1項1目教育委員会費1節報酬は、教育委員4人分の委員報酬が主なものでございます。

次に、118ページをお願いいたします。2目事務局費は、2節給料から4節共済費までは特別職及び職員の人件費であり、118ページから119ページにかけて、7節報償費は、説明欄に記載の謝金等でございます。119ページから120ページにかけて、18節負担金、補助及び交付金は、県教育委員会派遣職員負担金ほか、協議会等への負担金などでございます。

3目教職員住宅費の主なものは、10節需用費の修繕費など教職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

121ページをお願いいたします。4目教育指導費は、外国語指導及びICT支援業務に係る予算であります。1節報酬は、会計年度任用職員5人分の報酬であります。12節委託料は、ICTの活用により児童生徒の学びを保証できる環境を実現するため、ICT環境整備等の知見を有する者に業務委託するものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、前年度比5773万5000円の増額であり、主な要因は、14節工事請負費において、小学校トイレ改修事業、外壁等改修事業などを予算計上したことによるものでございます。1節報酬は、学校図書司書、学校用務員及び建築技能業務の会計年度任用職員13人分の報酬、その他、学校保健安全法に基づく学校医・学校薬剤師の校内検診等に係る報酬でございます。次に122ページをお願いいたします。10節需用費は、各小学校配当の消耗品費、光熱水費などのほか校舎等の修繕料が主なものでございます。12節委託料は、123ページにかけて警備業務ほか19件の委託にかかる費用でございます。このうちトイレ改修工事設計業務は、阿久根小学校36号棟のトイレ改修に係る設計委託であり、耐力度調査業務は、阿久根小学校22号棟の耐力度調査業務委託でございます。14節工事請負費は、阿久根小学校24号棟トイレ改修工事、阿久根小学校36号棟外壁補修工事に係る費用が主なものでございます。16節公有財産購入費は、折多小学校理科室への空調機購入に係る費用が主なものでございます。17節備品購入費の主なものは、児童用机、椅子、学校管理用軽トラックの購入費であり、18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における児童のけがに対し給付を行う共済掛金が主なものでございます。

次に、124ページをお願いいたします。2目教育振興費につきましては、1節報酬は、会計年度任用職員14人分の報酬であります。12節委託料は、説明欄に記載の委託に係る費用でございます。13節使用料及び賃借料は、隼人地区、田代地区及び尾崎地区の児童の通学

手段を確保するための通学タクシー借上料や小学校のパソコン及び周辺機器の借上料が主なものでございます。なお、尾崎地区における通学タクシーについては、尾崎小学校が令和5年4月から休校となることを踏まえ、新たに当該校区の児童が通う小学校への通学用タクシーの運行も見込んでいただいております。17節備品購入費は、小学校用図書購入が主なものでございます。次に、125ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金は、各小学校の教育活動に要する経費に対して補助する阿久根よかところ教育事業（小学校）や山村留学実施事業に係る補助金などが主なものでございます。19節扶助費は、特別支援教育児童学用品費ほか10件に係る助成でございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費は、前年比1525万1000円の増額であり、主な要因は、14節工事請負費において、屋内運動場落下防止等対策工事、トイレ改修工事等を予算計上したことによるものでございます。1節報酬は、会計年度任用職員7人分の報酬、その他、学校医・学校薬剤師の職務に係る報酬でございます。次に、126ページになります。10節需用費は、各中学校配当の消耗品費、光熱水費などのほか、校舎等の修繕料が主なものでございます。次に、126ページから127ページにかけて、12節委託料は、三笠中学校多目的トイレ新築工事設計業務委託など18件の委託にかかる費用でございます。14節工事請負費は、阿久根中学校屋内運動場落下防止等対策工事、阿久根中学校25号棟、29号棟トイレ改修工事にかかる費用であります。18節負担金、補助及び交付金は、学校管理下における生徒のけがなどに対して給付を行う共済掛金が主なものでございます。

次に、2目教育振興費につきまして、1節報酬は、会計年度任用職員3人分の報酬でございます。次に、128ページになります。12節委託料は、説明欄に記載のある委託に係る費用でございます。13節使用料及び賃借料は、隼人地区及び田代地区の生徒の通学手段を確保するためのタクシー借上料や中学校のパソコン及び周辺機器等の借上料が主なものでございます。17節備品購入費は、プロジェクター、ディスプレイ及び中学校図書の購入が主なものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の団体や事業に対する負担金及び補助金でございます。次に、129ページをお願いいたします。19節扶助費は、特別支援教育生徒学用品費ほか9件の助成に係るものでございます。

次に、4項1目幼稚園費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根よかところ教育（幼稚園）事業の補助金になります。

次に、140ページをお願いいたします。6項保健体育費4目学校給食センター運営費1節報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬が主なものでございます。10節需用費は、学校給食センターに係る消耗品費、光熱水費、燃料費、修繕料でございます。140ページから141ページにかけて、12節委託料は、衛生保守管理業務ほか10件の委託料でございます。17節備品購入費の主なものは、給食配送車を昨年引き続き1台更新するための購入費用でございます。18節負担金、補助及び交付金は、学校給食地産地消推進事業ほか1件の補助金でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。12款2項3目1節小学校費負担金及び2節中学校費負担金は、児童生徒の学校管理下におけるけがなどに関する給付を行うための共済掛金の保護者負担金でございます。

次に、18ページをお願いいたします。13款1項7目1節教職員住宅使用料は、教職員住宅敷地における電柱占用料であり、2節小学校使用料及び3節中学校使用料は、小学校及

び中学校の体育館施設使用時の照明料が主なものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。14款2項9目教育費国庫補助金2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金は、説明欄に記載の国庫補助金でございます。

次に、25ページをお願いいたします。15款2項9目教育費県補助金1節教育総務費補助金は、スクールガードリーダー配置事業に係る補助金でございます。

次に、27ページをお願いいたします。16款1項1目1節土地建物貸付収入のうち教育総務課所管分は、教職員住宅の貸付料でございます。

次に、34ページをお願いいたします。21款1項9目教育債2節小学校債は、トイレ改修などの小学校校舎改修事業、小学校屋内運動場非構造部材落下防止対策事業の財源とし、3節中学校債は、トイレ改修などの中学校校舎等改修事業、中学校屋内運動場非構造部材落下防止対策事業の財源とするものでございます。5節保健体育債のうち給食センター施設等整備事業債は、給食配送車購入の財源とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

123ページ、10款2項1目、小学校に関して、私なんか学校訪問をしたときに、阿久根小学校の階段等を含む校舎内の照明が非常に悪くて暗い感じを受けたんですが、その後、対策をとられたかどうかお聞かせください。

石澤教育総務課長

阿久根小学校の階段等が暗いということでございますが、阿久根小学校につきましては、本年度、国の補助金が認められれば、1棟長寿命化改修工事を行おうと考えております。その中で照明のLED化を行いまして、改善を図っていきたくて思っております。その他につきましては、今後、計画を立てて、照明の改善に努めたいと考えております。

濱之上大成委員

124ページと127ページの教育振興費の報酬に関連してなんですが、特別支援員の先生方の平均年齢というのはわかりますか。例えば、若い人で何歳、高齢で何歳というのがわかりますかね。平均年齢が分からなければ、若い人で何歳、高い人で何歳と。

徳重学校教育課長

申し訳ございません。現在、平均年齢については持ち合わせておりません。若い方で30代、1番上の方で60代でございます。

濱之上大成委員

了解しましたが、60代とは69歳も60代ですがそれに近いということですか。

徳重学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、生涯学習課所管の事項について、審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

平田生涯学習課長

議案第30号中、生涯学習課の所管する事項について、歳出から御説明いたします。

まず、50ページをお開きください。

2款総務費1項19目市民交流施設管理費2597万2000円は、市民交流センター維持管理費が主なものであり、前年度と比較して162万2000円の減となっております。主な理由といたしまして、自主文化事業等推進員2名の配置に関する費用について、10款教育費5項1目社会教育総務費の自主文化事業関連予算へ計上替えを行ったことによるものであります。

1節報酬から4節共済費は、1節報酬の説明欄に記載の会計年度任用職員3名分の報酬、期末手当及び共済費であり、10節需用費は、電気、水道、ガス代の光熱水費が主なものであります。昨年度の当初予算と比較し、光熱水費及び燃料費は142万6000円の増額となっております。12節委託料は、説明欄記載の16件の施設の維持管理等の業務委託料であります。

次に129ページをお開きください。10款教育費5項1目社会教育総務費の予算額7115万9000円は、社会教育事業をはじめとする学習推進事業や青少年育成事業、阿久根洋画展を含む自主文化事業、文化財保護事業などの費用が主なもので、前年度と比較して225万7000円の増であります。

1節報酬から4節共済費は、各種委員の報酬と、冒頭御説明いたしました自主文化事業等推進員2名を含む会計年度任用職員7人及び職員5人の人件費が主なものであります。130ページに入り、7節報償費は、青少年育成事業や生涯学習講座、高齢者学級等の講師謝金、あくね洋画展の入賞品や審査員謝金、自主文化事業の出演者謝金が主なものであります。10節需用費は、自主文化事業等各種事業や各種講座開催に伴う消耗品等が主なものであります。12節委託料は、家庭教育学級や自主文化事業など8件の委託料であります。131ページの18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、説明欄に記載のとおり、県キャンプ協会ほか4件の運営費等補助負担金、その他負担金として、一般財団法人自治総合センターの宝くじ文化公演とみやまコンセール自主事業みやまふれあいコンサートの実施について内定を受けており、その負担金であります。補助金は、校外生活指導連絡協議会ほか7団体の運営費等補助金等が主なものであります。そのうち、郷土芸能育成補助については、郷土芸能保存団体9団体に対する補助を予定しております。

132ページに移り、2目公民館費の予算額2052万円は、前年度と比較して766万5000円の増であり、脇本地区公民館のトイレ改修工事にかかる費用が主なものであります。

1節報酬から4節共済費は、脇本地区公民館及び中央公民館鶴見分館警備員の会計年度任用職員4人分の人件費が主なものであり、10節需用費は、脇本地区公民館及び大川地区公民館の電気、水道等の光熱水費及び施設の修繕料が主なものであります。12節委託料は、大川地区公民館、脇本地区公民館及び隼人分館の維持管理等に関する業務委託6件と脇本地区公民館トイレ改修に係るアスベスト含有調査に係る経費であります。18節負担金、補助及び交付金は、表川内自治公民館等の改修事業に対する補助金が主なものであります。

3目図書館費の予算額3508万6000円は、前年度と比較して243万9000円の増であります。

12節委託料は、市立図書館及び郷土資料館管理業務の指定管理料ほか4件が主なものでありますが、今年度新たに新図書館建設にかかる設計積算単価入替業務について計上いたしました。これは、平成28年9月に設計が完成し既に6年が経過しており、人件費や資材費の高騰が見られることから、新図書館建設に係る事業費を確定することが主な目的であります。134ページに移り、17節備品購入費は、年間の図書購入費であります。なお、令和5年1月末の図書蔵書数は8万4409冊であります。24節積立金は、寄附金及び利子等の積立金で、読書推進基金として積み立てようとするものであり、令和4年度末の基金残高は1914万7617円となる見込みであります。

4目青年の家管理費の予算額419万円は、前年度と比較して92万6000円の増であり、16節公有財産購入費の購入費は、研修室のエアコン取替え費用が主なものであります。12節委託料は、館内清掃業務ほか4件の委託料であります。

5目郷土資料館費は、修繕料ほか所要の費用を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

17ページにお戻りください。13款使用料及び手数料1項1目総務使用料1節総務管理使用料のうち当課所管分は、市民交流施設分を見込み計上いたしました。

18ページに移りまして、7目教育使用料4節社会教育使用料は、脇本地区公民館、大川地区公民館、青年の家及び中央公民館鶴見分館分を見込み計上いたしました。

次に、27ページをお開きください。16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち生涯学習課所管分は、上から9行目、読書推進基金の基金利子分であります。

28ページに移りまして、18款繰入金1項9目読書推進基金繰入金100万円は、図書購入費の一部に充当するため繰り入れるものであります。

31ページから32ページにかけての20款諸収入5項4目雑入20節雑入の生涯学習課所管の主なものは、31ページの下から9行目、自主文化事業入場券販売収入375万円、その2行下、あくね洋画展出展料25万円、32ページに移り、下から14行目のキッズスクール参加料14万円であります。

34ページに移りまして、21款市債1項9目教育費4節社会教育債は、公民館改修事業債で、脇本地区公民館トイレ改修事業に充当しようとするものであります。

以上で、当課所管に係る歳入歳出についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

134ページ、10款5項3目の12節委託料の中で図書館建設設計積算単価入替業務というのがあるんですが、単価の入替業務を委託するという事は、ある程度いつ建設するというのは想定されてのことなのか。その辺を教えてください。

平田生涯学習課長

建設時期につきましては、来年度予算で予定している設計単価の入替業務委託で工事費がいくらかかるかにもよりますけれども、市民の方が大変待ち望んでいる施設でありますので、できるだけ早期に建設ができるよう取り組んでいく予定であります。

仮屋園一徳委員

先ほどから説明がありますように、今、単価自体が非常に高騰してるわけですよね。それによって予算なんかとの絡みがあって、はっきりとした建設年度は設定されていないと思うんですけど、これだけ積算されるのであればある程度のめどが欲しいなと思います。

それはそれでいいんですが、現在の図書館の駐車場は何台ぐらいあるんですかね。

平田生涯学習課長

図書館の隣に隣接しております駐車場につきましては、最大で6台程度になっております。

仮屋園一徳委員

今、その6台が非常に時間的に集中して不便だという意見があるんですが、そういうのは何か苦情が来ていますか。

それと一緒に質疑をしますけど、ほかにそういったかわりの駐車場を借りられるような場所があるんですか。その辺を教えてください。

平田生涯学習課長

特に、私たちのところに駐車場が狭いというような苦情は届いていないところです。

ほかの駐車場の確保というところですけども、図書館まつりとかの実施の際には、近隣の空いている駐車場に指定管理者のほうでお願いして、そちらを使うように許可をもらって使用しているところです。

仮屋園一徳委員

大体それで理解したんですが、ただ、小学校の生徒が、待機のところに行けない人が図書館で待ってる子供が多くて、その時間帯にちょっと不便だという話があるものですから今の質問をしたんですけど。人によっては、図書館がどこか広いところへ移動できないのかなあというような意見もありましたので質疑をしました。今の回答で理解しました。ありがとうございます。

濱之上大成委員

50ページ、2款1項19目の市民交流施設管理費に関連してですが、ホールを、例えば洋画展をしますよね、その時、舞台は使っていませんよね。その舞台だけを使うということはできないんですか。

平田生涯学習課長

ホールの利用に際しまして、舞台という設定もして貸出しをしております。

濱之上大成委員

と申しますのは、ホールを借りることによって全体の使用料を払いますよね。例えば、会が使っているときに舞台が空いているのであれば、舞台を利用する人がいたら、その舞台を利用した後、会を見れるんだけどなという意見も聞くんです。そこで、分別した利用の仕方というのはできないものでしょうか。

平田生涯学習課長

交流室が満杯の使用であった場合は、舞台上での会議等についても利用を認めております。現に、区長会の総会であったり、先日も教育委員会の関係の会議があったりしております。ちなみに1時間当たり1,000円の使用料をいただいております。

濱之上大成委員

分かりました。ただ問題は、せっかくいろんな文化事業をするときに、ガッチングして

できないもんかなと思ったもんですからね。分かりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔生涯学習課退室〕

牟田学委員長

ここで、先ほどの学校教育課所管の審査に関して、学校教育課長から発言の申出がありますので、この際、許可します。

〔学校教育課入室〕

徳重学校教育課長

先ほどの特別支援教育支援員のことについて、お答えと修正をさせていただきます。

支援員の平均年齢は52歳でございました。

修正は、下のほうが30代と申しましたが、20代が1名おりました。上のほうが60代の前半でございます。いずれの職員も、60歳を超えている職員も元気な小・中学生に負けずに、精いっぱい元気に、精力的に業務に当たっているところです。

〔学校教育課退室〕

牟田学委員長

引き続き、スポーツ推進課の審査まで行いたいと思いますが、皆さんどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。財政課は月曜日だと思っております。

〔スポーツ推進課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第30号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査に入ります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

大田スポーツ推進課長

議案第30号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明します。

初めに、地方債について説明します。

予算書の9ページをお開きください。当課所管分は、下から2番目の多目的雨天屋内運動場改修事業と、次の10ページの1番上、陸上競技場高圧ケーブル等改修事業の2件であり、起債の目的、限度額等を定めるものであります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

135ページをお開きください。第10款教育費6項1目保健体育総務費のうち、1節報酬は、

スポーツ推進委員13人分と国体業務の事務補助として従事する会計年度任用職員1人分の報酬であります。136ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金は、県下一周駅伝出水地区運営委員会に対する負担金のほか、本年10月に開催される燃ゆる感動かごしま国体の阿久根市実行委員会に対する負担金などが主なものであり、このほか、説明欄に記載の事業に対する補助金であります。

137ページですが、次の2目体育施設費のうち、1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員3人分の人件費であり、10節需用費は、総合運動公園内の施設の光熱水費や修繕料が主なものであります。12節委託料は、次の138ページにかけての説明欄に記載の18件であります。このうち、1番下に記載の陸上競技場高圧ケーブル等改修工事設計業務委託が新規事業でございますが、陸上競技場の第2受電所の高圧ケーブルが老朽化により電気事故等のトラブルが発生する可能性を指摘されたため、専門事業者に改修設計を委託し、令和6年度以降に改修しようとするものであります。14節工事請負費の多目的雨天屋内運動場改修事業は、老朽化により屋根と電動シャッターなどに不具合が生じていますことから、長寿命化計画に沿って改修し利便性を高めるものであり、次の総合運動公園駐車場区画線改修事業は、見えづらくなった区画線を設置し、駐車場内での事故防止につなげようとするものであります。17節備品購入費は、フロアシートやトレーニング機器などの購入費用であります。

139ページになりますが、次に、3目海洋センター管理費のうち、10節需用費は、海洋センター施設の光熱水費や燃料費などが主なものであります。12節委託料は、機械設備等点検業務など、説明欄に記載の6件であります。

次に、歳入について説明します。

18ページにお戻りください。第13款使用料及び手数料1項7目5節保健体育使用料のうち当課所管分は、説明欄に記載の総合運動公園施設から海洋センター照明施設までの5件であります。

次に、22ページになりますが、第14款国庫支出金2項9目4節体育施設費補助金は、先ほど歳出で説明いたしました多目的雨天屋内運動場改修事業に対する防災・安全社会資本整備交付金であります。

25ページになりますが、第15款県支出金2項9目6節保健体育費補助金は、先ほどの説明しました燃ゆる感動かごしま国体に対する会場地市町村運営交付金であります。

27ページをお開きください。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち当課所管分は、説明欄の下から5行目に記載の国民体育大会運営等基金の利子であります。

29ページになりますが、第18款繰入金1項13目国民体育大会運営等基金繰入金は、燃ゆる感動かごしま国体の各種事業に対し、当該基金を取り崩し、充当するものであります。

31ページをお開きください。第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分は、雇用保険料ほか4件であります。

最後に34ページになりますが、第21款市債1項9目5節保健体育債のうち当課所管分は、多目的雨天屋内運動場改修事業債及び陸上競技場高圧ケーブル等改修事業債であり、いずれも過疎対策事業を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第30号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔スポーツ推進課退室〕

牟田学委員長

ここでお諮りします。

財政課の審査は、13日行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、財政課の審査は13日に行います。

ここで、現地調査についてお伺いします。

これまでの審査を踏まえ、審査したものに関して、現地調査を行うかどうかについて、御意見をお願いいたします。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

現地調査は必要であるとの御意見がありませんので、これまでのところ現地調査は行わないこととします。13日の審査において必要となったものについては、全ての所管課等の審査が終了した後、改めてお伺いしますので、そのときにお知らせをお願いいたします。

次に、13日、全ての所管への質疑が終了した後、総括した質疑を行う必要があるかお伺いする予定ですが、これまでに審査を行ったものの中で総括した質疑を行われるものがありましたら、あらかじめ通告してくださるようお願いいたします。なお、発言されるときは、予算書の掲載されているページ、款項目節、事業や業務の内容、質疑の内容をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本日の審査はこの程度にとどめ、13日に延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

本日はこれにて延会いたします。

(延会 午後3時20分)

予算委員会委員長 牟田学